

平成 20 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 20 年 6 月 17 日（火曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

本議会も最終日となりました。頑張ってまいりましょう。よろしくお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において伏谷修一議員及び米澤まき子議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

15 番松村敬子議員の登壇を許します。

（15 番 松村敬子議員登壇）

○15 番（松村敬子議員）

まず初めに、質問に先立ちまして、このたびの岩手・宮城内陸地震で亡くなりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、4 点について質問させていただきます。

初めの質問は、「まちづくり寄附条例」についてであります。

今、全国の中小の地方自治体では、財政難対策として、全国から寄附を募り、それを財源にして政策を実現するという、寄附条例を導入する動きが拡大しております。

自治体にとって、寄附条例は自主財源を確保すると同時に住民参加型の政策推進を促す効果があると言われる重要な政策の一つであると考えます。

ことし 4 月から、寄附金税制の改正により、地方公共団体に寄附した場合の住民税の寄附金控除は、これまでは 10 万円を超える寄附が対象でしたが、ふるさと納税制度の創設により、5,000 円を超える寄附から対象となりました。

寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護、福祉充実、文化財の保護など、複数の独自の政策メニューを提示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附してもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら、事業化して政策を実行するという取り組みであります。

条例化することにより、寄附金が一般財源化されるふるさと納税とは異なり、使い道を寄附者が決められ、寄附者の思いを具現化することが特徴です。

少し事例を紹介させていただきますと、福井県坂井市では、寄附による市民参画条例を制定し、市民からまちづくりなどに関する事業案を募集し、事業案、寄附金、事業実行者をすべて公募する形で行っております。

長野県泰阜村は、全国のトップを切って、4 年前の平成 16 年 6 月から寄附条例を導入し、「泰阜村ふるさと思いやり基金」の条例を策定しました。

その事業大綱では、一つとして、感性教育を大切にす村づくり、二つ目に、福祉・健康の村づくり、3 点目に、環境保全の村づくりの 3 事業を掲げ、「当村では、この考えに共感

していただける方々から寄附をいただき、その財源をもとに、村にふさわしい事業を実施して、山村の活性化を図りたいと思います」と、全国に呼びかけました。

その結果、現在の寄附金は、1 番目の学校、美術館修復事業に約 410 万円、2 番目の在宅福祉サービス維持向上事業に 910 万円、3 番目の自然エネルギー活用・普及事業に 320 万円、使い道の指定がなかった寄附金 650 万円、合計 2,300 万円となっており、寄附金の 4 分の 3 が村外からの寄附だそうです。

また、栃木県益子町では、平成 19 年 9 月に「ふるさとづくり寄附条例」を制定し、環境保全と景観の維持・再生、また、2 番目として、子供の健全育成と健康増進、3 番目として、陶芸のまちにふさわしい文化振興の 3 政策を提示し、寄附の呼びかけを行っております。

また、京都府は、本年の 6 月議会で文化財を守り伝える京都府基金を創設予定となっております。

ちなみに、4 月現在、寄附条例導入自治体は全国 62 自治体となっており、4 月からの寄附金税制改正により、寄附条例の導入を検討する自治体はかなり多くなるようです。

特に、寄付市場協会の調査によりますと、財政が厳しく、有名な観光資源を持つ自治体が目立っているそうです。

以上の観点から、本市におきましても自主財源確保に向け、寄附金税制の改正を周知しながら、本市独自の政策メニューを掲げ、「まちづくり寄附条例」の導入を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。本市の御所見をお伺いいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。

環境行政につきましては、前回の定例会におきましても質問させていただきましたが、今や環境問題は私たちの日々の生活に直接関係のある重大な課題であることから、改めて今回も質問させていただきます。

まず、今月は環境月間であります。それに伴い、本市におきましては、庁舎玄関ロビーにおきまして、先週まで展示を行い、市民意識啓発に向けた御努力を評価するものであります。

私は、6 月 2 日、3 日と、「もったいないが地球を救う」をテーマに開催された「第 2 回もったいない全国大会 in うつのみや」に参加してまいりました。

この大会は、昨年に引き続き宇都宮市長が実行委員会の会長を務めるもったいない全国大会実行委員会の主催で開催されました。

1 日目は、ノーベル平和賞受賞者のケニア共和国元環境大臣ワンガリ・マータイ博士による地球温暖化の危機的な現状に触れた講演と、国連広報センター所長幸田シャーミン氏をコーディネーターに、小池百合子元環境大臣、ベストセラー「女性の品格」の著者、昭和女子大学学長坂東眞理子氏、宇都宮市長佐藤栄一氏、そしてマータイ博士をパネラーとしたパネルディスカッションが行われました。

2 日目は、各団体の事例発表会が行われ、2 日間参加させていただき、大変啓発を受けてまいりました。

マータイ博士は、これまで、限りある資源の有効活用と地球環境保護を訴え、日本語の「もったいない」という言葉のすばらしさを世界に広めてきました。「もったいない」という

言葉は、一般的に、日本人が大切にしてきた「ありがたい」という感謝の心、「恐れ多い」という謙虚な心、そして人や物を大切にしている優しい心をあらわしていると言われています。

講演の中で、マータイ博士は、「リデュース（ごみの減量）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再利用）」の三つのRの心、すなわちエコの心が、「もったいない」の一言にすべて含まれていること、そして、さらにもう一つのR、「リスペクト（尊敬）」を入れるべきであると強調しておりました。

そして、炭素を吸い、酸素を吐き出す森は地球の肺であり、森林を守ることが極めて重要であると語っておられました。

今、だれもが実感している地球温暖化、異常気象、さらに、それが原因で進む食糧危機、貧困、そして戦争など、地球、人類の未来に心を痛め、不安を感じない人はいないのではないのでしょうか。

前回の定例会での多賀城の「エコ都市宣言」への提唱と、3R運動の推進をとの質問に対し、本市は「環境基本計画の計画期間は平成22年度であり、来年度には新たな計画の準備段階に入る予定であります。新計画は、市民との協働をこれまで以上に視野に入れ策定していく」との御答弁ですが、深刻化している環境問題は、私たちにとって待ったなしの喫緊の課題であります。まさしくコマーシャルにあるように、「知っているから、している」との、「理解から行動へ」が大切なのではないのでしょうか。

宇都宮市は、環境立市を目指し、「もったいない運動」を大きく掲げ、もったいない宣言、もったいないチラシ、もったいないうつのみや運動、もったいないマイMy運動、もったいない推進ロゴマーク、もったいない運動シール、もったいないバッジ、もったいない絵本、そしてもったいない川柳など、さまざまな取り組みをして、環境の理解から行動を市民に呼びかけております。

そこで、本市におきましても、環境立市を目指し、もったいない運動を市民意識の高揚と行動につなげるため、多賀城版もったいないチラシをつくり、「もったいない多賀城運動」を市民に呼びかけられてはいかがでしょうか。

また、その中に当然含まれると思いますが、現在取り組んでいるマイバッグ運動とともに、マイはし、マイカップ運動も導入されてはいかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

次に、妊婦健診費用助成の拡充についてお伺いいたします。

この件に関しましては、昨日の米澤議員への御答弁に、拡充の方向で検討との回答がありましたが、通告しておりますので、簡単に確認の意味で質問させていただきます。

私は、平成19年第1回定例会、第3回定例会におきましても、少子化対策、子育て支援という観点から、助成拡充の必要性について訴えさせていただきました。

その結果、本市は、厳しい財政状況の中、この4月より2回から3回へ回数の拡充と、健診項目拡大による健診費用の助成拡充に取り組みられました。本市の姿勢を評価するものです。

しかし、以前の答弁の中で、「国からの指導である『5回程度の助成が望ましい』とあることから、妊婦の経済的負担を少しでも軽減するよう、妊婦健診の充実を図りたいと思いますが、国の財政措置の状況、市の財源等を勘案して、前向きに検討したいと思っております。」とあります。

現時点におきましては、既に国からの財政措置が明確になっていることと思われま

そこで、本市におきましても、現行の3回から目標の5回へ拡充され、また、里帰り出産にも助成事業が適用されるよう取り組むべきと考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

最後に、東北歴史博物館の活用についてお伺いします。

東北歴史博物館は、東北歴史資料館の老朽化に伴い、東北、宮城の歴史に学び、すぐれた地域文化を伝承しながら、21世紀における文化創造を支援する拠点として、1999年10月9日に開館され、現在地に移転、整備されました。管理運営は宮城県で、奇しくもことは10周年を迎えます。

東北歴史博物館の昨年度の入場者数は約8万5,000人、一昨年比で3万6,000人ほど減、そして平成20年度予算も、宮城県の財政状況が最悪になると予想される関係で、平成19年度と比較して1,000万円程度の減の約2億7,800万円となっており、運営状況は大変よくないようであります。県としても、活用については大きな課題となっております。

しかし、多賀城特別史跡と駅に近隣して、立地条件がよく、駐車場が広く整備されており、広い敷地の活用、展示企画やイベント企画などの工夫によっては、大いに集客を見込める施設であると考えます。そのためには、県と市が一体となつての取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで、特別史跡多賀城跡の整備も県事業となっていることから、県、市にとって重要な観光資源である特別史跡多賀城跡と東北歴史博物館の一体的で、なおかつ効果的な整備と活用ができるようにするためには、まず、県と市が協議機関の設置をされることを検討することが必要と考えます。本市の御所見をお伺いいたします。

以上をもちまして、市長の前向きな御答弁を期待し、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、「まちづくり寄附条例」につきまして、平成20年度の税制改革による寄附金税額控除の拡充、いわゆる「ふるさと納税制度」の創設に伴い、地方自治体に対して寄附しやすい環境が整備されたことから、松村議員が提案する取り組みと同様の趣旨で、従来の寄附制度を見直すこととしております。

新たな寄附制度では、本市を応援していただける方からの寄附を募り、寄附金の使い道を指定していただき、その趣旨に沿った事業に充当していくという方向で検討しております。

現在、ふるさと多賀城として応援していただくにふさわしい施策や事業の選定、その事業のために基金を設置するかどうか、納付方法をいかにするか等の詳細を詰めているところでございます。

したがいまして、近日中に当該検討結果を取りまとめ、ホームページ等を通して広く周知するとともに、市民を初めとする多くの皆様に寄附いただけるよう、多賀城市をPRしてまいりたいと思っております。

次の、環境行政についての御質問の1点目につきましては、御提案のとおり、「もったいない」という言葉から始まった環境運動は、今やグローバルな考え方として、国はもとより、市民一人ひとりが手がかけられる身近なエコ活動として、年々、草の根的な運動の一つとなっておりまして。

市といたしましても、3Rを含めた「もったいない」の意識啓発は重要であると考えますので、今後広報誌やホームページを通して「もったいない運動」を啓発するほか、事業計画に反映させ、前向きに推進していきたいと思っております。

2点目の、マイはし、マイカップの運動も、「もったいない運動」と同様に、前向きに推進していきたいと考えております。

次に、妊婦健診費用助成拡充でございますけれども、昨日、米澤議員への回答のとおりでございますので、ぜひ御理解いただきますようお願い申し上げます。

最後に、東北歴史博物館の活用についてでございますけれども、特別史跡多賀城跡附寺跡は、宮城県が発掘調査及びその成果に基づいた史跡公園の整備事業を実施しております。

一方、東北歴史博物館の運営も宮城県が実施している関係から、特別史跡多賀城跡附寺跡の史跡公園としての整備は、東北歴史博物館の野外博物館としての意味合いもあり、両者は有機的な連携を持って存在しているものでございます。

また、観光面においても、東北歴史博物館は、集客力の高い施設であり、観光客誘致を図る上でも非常に重要な施設と認識しております。

本年開催の仙台・宮城デスティネーションキャンペーン期間においては、万葉まつりを初めとした歴史的、文化的な背景を生かした誘客イベントが、当博物館を会場として開催される予定であります。

このような博物館との連携強化は、その重要性にかんがみ、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンにおける本市の推進体制組織の中に博物館関係者の参加も得ながら協議を重ねてきた成果でございます。

東北歴史博物館については、このキャンペーン以降も良好な関係を保ちながら、さらに連携を深め、継続的な誘客向上を図ってまいりたいと思っております。改めて協議機関を設置する考えはございませんので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございました。

それでは、1点ずつお伺いしたいと思います。まず、「まちづくり寄附条例」に関してでございますが、条例まではいかないけれども、そのような制度化を考えていきたいというような御答弁だったと思いますが、先ほどの質問にもありましたけれども、メニューを決めて、そのメニューに対する支援の基金ということが、一つの条例化ということになると

思いますので、そうしないと、やはり一般財源化されまして、わからなくなる場合ということもあると思いますので、私としては、やはりきちんと基金として、その目標に明確に充当されるような条例化が必要ではないかというふうに考えますので、その辺はいかがなものか、その辺の御答弁をお願いいたしたいと思います。

あと、環境についてでありますけれども、今後も広報誌とかいろいろなものを通して、市民に対してPRをしていきたいと。また、あと事業も何か計画をしていきたいというようなお話がありまして、前向きな取り組みがありました。

また、先ほど、私、質問の中でちょっと紹介させていただきましたけれども、宇都宮市は、1回目、2回目と、先ほど言った「もったいない全国大会」を主催した市でもあるということから、環境問題に関しては非常に先進地であると私も実感してまいりました。

そこでつくっていた、先ほどのもったいない宣言などというのは、やはりこういうものをつくりまして、市民に配布したり、あとシール、このようなロゴマークをつくりまして、もったいないシールというものを市民に普及しているようです。また、それに登録する方には、あと、こちらもったいないロゴマークを入れましたバッジでありまして、これに参加する市民はこのバッジを胸につけてやっているというような、そういうような事業を立ち上げまして、いろいろ工夫されております。

やはり、本当に市民、多くの国民も、今の環境を見ましたら、本当に何かやらなければならないという思いはひとしくあると思いますけれども、やはりそれを行動にいかにつまみつけていくかというか、それも毎日の生活の中で、一つ一つ小さいところの積み重ねから、やはりそれは変わってくるのかと思いますので、そういう広報とか、ただそういうことでの取り組みだけではなくして、やはり多賀城市も環境立市を目指して、何か取り組みをされるような事業をぜひ考えていただきたいと思いますが、何か今のところでの案がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

あと、3点目ですけれども、妊婦健診について、米澤議員への昨日の答弁のとおりということで、何もありませんでしたけれども、ちょっともう少しお話しただけかと思ったのですが、私がお伺いしたいと思っていましたのは、多賀城市の出生率というのですか、年間の出生数というのが、県内の自治体の中でどのような位置にあるのかお伺いしたいというふうに思っておりましたのですが、その辺、あと御答弁をお願いしたいと思います。

最後の、東北歴史博物館についてでありますけれども、今後も今まで以上に連携をとってやっていきたいということですが、協議機関は考えていないというようなお話でありました。

私がなぜこのような質問をしたかということ、やはり多賀城の特別史跡、また博物館というものは、宮城県にとっても多賀城市にとっても大変な観光資源であるということは、皆さんその価値は認めるところであります。ただ、観光地となるだけの整備がまだされていないというのが、皆さんのまた共通の認識ではないかと思えます。

やはりそれをいかに観光客に来ていただいても、魅力のあるそういう空間として整備していくかということは、一応県が主体にはなっているわけですけれども、やはりそこで観光客を迎えていくというところは、多賀城市でありますので、やはり多賀城市と宮城県ときちんとした連携をとりながら、効果的な整備、また本当に観光客のニーズに合った、そういう整備ができるようにするためにも、やはり市と県との連携が私は必要ではないかというふうに考えております。

万葉まつりとか DC に向けて取り組んでいくというような話でありましたけれども、万葉まつりというのは 1 日で終わってしまうわけですから、万葉まつりは今回、博物館を舞台にしてやるというふうには私も伺っていますけれども、それ 1 日だけで終わることではなくして、これからの整備とかそういう観光客の誘客に向けて、魅力あるそういう拠点とするためにも、私は市からの呼びかけというものを、県を動かすようなそういうものが必要ではないかというふうに思いますので、その辺、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

松村議員からの再質問にお答え申し上げます。

一番最初の、「まちづくり寄附条例」、今いろいろと、先ほど答弁したように、基金を設置するかどうか、納付方法をいかにするか等、詳細を取りまとめている段階でございます。松村議員がおっしゃるような、まずそれを取りまとめたからの、条例にするのかどうかという問題は、その先にあるものというふうに私は思うのです。

ですから、もうちょっとその辺の最終的な落ち着き先を今、見定めている段階ですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

次の、環境行政でございますけれども、環境立市も考えてみたらどうかという、確かにそういうふうなことも必要かと思えます。私、歴史の道・詩都景観形成事業で申し上げているとおり、やはりこれ自体も、行政から方向性はある程度出しても、市民の方々がどのくらいそれに反応するか、あるいは市民の主体性がどのくらい盛り上げることが、触発することができるかということも必要かと思えますので、まず隗より始めよで、この市役所の方から敷衍していくという、そういう方向性で考えてみたいというふうな思いでございます。

それから、3 点目の、出生率に関しましては、保健福祉部次長から答弁させます。

それから、次の 4 点目ですが、東北歴史博物館の関係でございますけれども、市と県との連携、今でも私、深まっているのではないかというふうに思っております。誘客に向けてということでございますので、細かいところは市民経済部長からあと答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

ただいまの出生率のお尋ねでございましたので、こちらからお答えさせていただきます。

これは千分率かと思うのですが、多賀城の場合ですと 11.08、これは合計特殊出生率ではなくて、人口に対する出生した数の割合ということになります。11.08 で、県内ベースでいきますと 2 番目でございます。1 番目が大河原町の 11.63 ということになります。それから、仙台市は区がありまして、宮城野区ですと 11.91 ということで、1 番になるわけですが、仙台市全体では 9.2 ということになりますので、市町村単位で比較してみた場合には、多賀城は 2 番目の割合ということになっております。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

ただいま議員の方からお話ありました、我々も東北歴史博物館は誘客力が非常に高い施設とっておきまして、そこでいろいろなイベントをやりたいということで、今回、DCの関係では、一応万葉まつりを行うことができるようになったものでございますので、これからも博物館を起点とした各イベントを考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

まず、「まちづくり寄附条例」ですが、これに関しましては、では、方向を見させていただきたいというふうに思いますので。

あと、2点目の、環境行政ですが、市民活動に期待しているような、そのような御答弁だったと思います。

確かに、本当に市民みずから立ち上がって、そういう活動をどんどんやっていくことが一番でありますけれども、やはりそういうふうな方向に持っていくためにも、行政のリーダーシップというのは大事ではないかというか、やはりきちんと旗を掲げて、方向性を示すというか、それはやはり行政の役目ではないかと思うのです。それによって随分啓発され、関心を持ち、理解をして、行動に移す方というのはふえてくると思いますので、そういう意味で、平成22年の環境計画の見直し時期とは言わずに、早目に市としても、待ったなしの現状でありますので、環境立市に向けたいろいろな宣言とかそういう事業を考えていただきたいというふうに思いますので、これは要望とさせていただきます。

3番目の、妊婦健診、全県2位ということで、かなりの出生数、いわゆる妊婦健診の助成を受ける方が、県内においてはかなり多い地域だというふうな状況かと思えます。

そういう中で、財政も大変かと思えますけれども、ぜひ拡充の方に向けてお願いしたいというふうに思います。

いつごろからやるというような予定は出ているのか、もしありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

あと、東北歴史博物館についてであります。私がこれを提案させていただいたのは、先ほどから皆さんも、特別史跡とか博物館が観光拠点になる、そういう場所だというのはおわかりで、もう県も市もそうなのですけれども、ただ整備がすごく状況がよくないということがやはり現状だと思います。そういう御認識はないのでしょうか。皆さんから、非常に整備状況が悪いということは、皆さん、観光客の、博物館ではないです、特別史跡の方ですけれども、やはりそれは県もしたくともできないような財政状況があるというのは、私もそういうことは理解しているつもりなのですけれども、やはりそういうふうになったときに、市長も前から言っていますけれども、いろいろなものを整備していく上で、復元整備に含めても、やはり国にもっと働きかけるという視点から言ったならば、やはり県と市が一緒になって連携をとって働きかけるためにも、やはりそういう博物館という一つのものをテーマにしながら、連携をとって、国に対しての働きかけをしていくのには、やは

りそういう協議機関というのが必要ではないのかというふうな思いで、私は提案させていただいておるのですけれども、その辺はどのような御認識でしょうか。もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の、妊婦健診ですけれども、これは、きのう答弁したように、今いろいろと工面しているところでございます。9月の補正にでも頑張るよということ、きのうたしかそういうふうな私、答えたと思います。ですから御了解いただきたいと思います。

それから、東北歴史博物館の活用の方でございますけれども、国にもっと働きかけられたいという松村議員の質問ですけれども、私も全国史跡整備市町村協議会の方で、今、筆頭の副会長をやっております。これの担当が文化庁ですが、きょうも文化庁の記念物課の課長さん、内藤さんという方と、別のことでお話がございまして、9時半過ぎに直接お電話でいろいろなことをやりとりしている間柄でございますから、確かに県との協議機関を設けてやったらいいのではないかという、そういう松村議員のお話でございますけれども、直接国とのかわりにつましましては、私自身も、そういう意味から言いますと、かかわっているわけでございます。県の方にも、県と三位一体となって頑張っていく所存でございますので、今のところ、この協議機関までは設けるつもりはないということで、そういうことも含めてわかっていただければというふうに思います。

○議長（阿部五一）

4番伏谷修一議員の登壇を許します。

（4番 伏谷修一議員登壇）

○4番（伏谷修一議員）

通告どおり、地方分権時代の行政への市民参加と行政区のあり方について質問をいたします。

初めに、市長の任期は、アメリカンフットボールで例えるならば、第2クォーターを終了し、ハーフタイムを迎える時期になりました。

公約はもとより、市民の皆様にも約束した案件などを、現時点での御自身の感触、または手ごたえなどをもう一度確認する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、市長の政策の定義にも位置づけられている基本方針を、「平成20年度施策の概要」から抜粋しますと、「これからはガバメントからガバナンス、統治から協治へと移り変わり、市民が主役となる行政経営を行い、市民一人ひとりがお互いの暮らし方や個性を尊重しながら、資源やサービスを分かち合い、それぞれの能力を発揮することによって、ともに支え合うといった新しい地域社会の仕組みが構築されなければなりません。このような地域社会のあり方こそ、本来の住民自治のあるべき姿であり、目指すべき市民協働であると考え」とあります。

私も、平成19年12月定例会において一般質問した、協働についての基本的な考え方をもとに、市民参加のあり方を一つの視点を持って考え、今後に向けての仕組みづくりの方向性を見出していこうと思います。

もう一度、市民参加の取り組み方の時代経過や対象、手法などを、概略を述べた上で検証していきます。

地域政策において、市民参加は1960年代以降、社会経済の変革とともに考えられてきました。70年代に入ると、高度経済成長の弊害として公害問題や都市問題が提起され、全国各地で住民運動が展開されてきました。仙台市のスパイクタイヤ全面禁止の経緯も、このような市民の声であったのではないのでしょうか。

やがて、高度成長の終えんとともに、80年代は「地方の時代」とも言われ、今日の地方分権の基礎を築いたと思われれます。

そして、90年代に入ると、複数の分野間の協働の重要性が考えられるようになり、90年代後半には、福祉、環境、まちづくりなど、多様な分野でNPOやボランティア活動が活発になり、行政では数々の制約から供給困難な公共サービスを提供することで、地域社会に新たな価値を創造するようになって以来、その傾向は拡大してきました。

そして、2000年4月、地方分権一括法の施行に伴い、自治体の自己決定権が拡大し、地方分権の実行段階に入りました。今までの自治体は、国の政策や法制度に基づき、事務をこなす法定受託事務に徹してきましたが、現在は多様化、高度化する市民ニーズに対応し、地域が抱える諸問題の解決に向けて、地域で考え、地域で実践することなしに、行政のみで解決することは容易なことではありません。

このため、市民に最も身近な存在である市町村では、柔軟な発想力と斬新なアイデアを持ち、地域に根づいている市民の参画を推進することは当然のことなのです。

近年、全国各地で自治基本条例や市民参加条例などの条例策定が進められるようになり、条例や計画の策定の流れは市民意識調査の実施であったり、協議会、審議会などに諸団体の代表者が参加することが主体でしたが、現状では、パブリックコメント、協議会への一般市民の登用が主流となってきています。

本市も含め、先進地では、市民主体の市民会議を設立し、草案づくりから市民が参加して、意見交換できる場が自治体に誕生し、公共サービスの効率化や規制緩和が進む中で、指定管理者制度やアウトソーシングなど、NPOと行政との協働が実行されています。

市民参加の形態は、行政主導型の市民参加、協働、自治に分けることができます。

行政主導型の市民参加は、行政が市民の意見に耳を傾け、市民も行政の政策決定の過程で意見表明を行います。実際は行政主導で政策決定されています。

ここで着目する点は、自治への関与にあります。自治は、行政のかかわりが最も低く、しかしながら市民のかかわりが最も密接で、レベルの高い市民参加です。注目する点は、市民立法、コミュニティ組織への権限移譲が進んでいる自治体の改革は、効果が早くあらわれています。

また、市民参加の別な側面には、次のようなことも考えられます。

例えば、行政及び議会に対する統制です。行政や議会が市民の声や意見を十分に検討し、政策などに反映させるシステムの構築のためには、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりをする市民参加が必要です。

人口が増加する地域では、人々のニーズや価値観が多様化している現状では、地域の将来的なビジョンを決定していく場に参加を促し、市民相互の利害調整や合意形成を図ることができます。

市民活動団体の連携や協働による公共サービスの提供を考えると、本市における状況はどうか。地域の課題には、高齢化や障害者の生活支援、子育てや介護社会化の推進、中心市街地の活性化、歴史のまちづくりの景観形成、地域と共生した学校づくり、市民文化の創造、防犯・防災のまちづくり、観光資源の発掘など多様であり、こうした課題には行政主導、あるいは行政単独では解決困難なものが多く、地域社会を構成するあらゆる団体からの参加と協働が不可欠であることは言うまでもなく、先日オープンいたしました市民活動サポートセンターの役割には、まちづくりの今後を担う生命線と言っても、あらかた間違った考えではないと思います。

このような観点からも、市民が行政、議会やまちづくりに参加することで、自治意識が高まり、さらにコミュニティー活動や市民活動に参加することでも地域への愛着が増すに違いないでしょう。

言い換えれば、行政や議会への参加を通じて、地域的、公共的課題を解決しようとしたり、あるいは行政の手をかりずに、市民みずから NPO やコミュニティーに参加したりすることによって、課題解決を図ることもできるファクターが確立され、融合されることができれば、これほど効果的な実行組織は、どのような課題にも取り組むことができるに違いありません。

現在、自治会や町内会を構成している参加者は、町内会の範囲の住民は原則として自動的に会員となり、その活動内容は町内会によってさまざまなものであるものの、基本的な目的は親睦、地域自治など包括的なものです。しかし、地域の特質も多様なので、地域によってはその活動もまたそれぞれ、頻度も違います。

現在、本市の行政区は 47 地区あり、それぞれ自治会としての機能を持ち、独自の活動を行っています。分権時代の地方のあり方を考えるのであれば、47 行政区の再編を考えていく必要があると思います。

もちろん、行政区をより身近に考えていくのであれば、地域ごとの特性を考慮することで、諸問題を解決することができていくのですが、今、地域の抱える多様化した問題は、従前の管理体制だけでは対応できにくい状況であることは、だれもが感じていることです。

本市の人口推移とともに形成された行政区は、基幹産業でもあった第 1 次産業を初めとする地域産業を中心とした背景がそこにあります。歴史的に見ても、多賀城は農業従事者のコミュニティーという視点からの住民自治機能が確立され、共通認識を持つことで自治区の運営が円滑に進められてきましたが、現在では兼業化が進むにつれて、その機能も失われつつあります。

また、新しい住民との混住化社会という点についても、転機を迎えています。国がどんどん地方自治体へ権限移譲、自活を求め、行政経営を進めていくのであれば、各行政区を前提としたような、各地域の特性を考慮した範囲での地域コミュニティーへ予算と責任を移譲し、ボトムアップを図ることが地域経営への改革の根幹になると確信します。

これらのことが機能することによって、市長が、6 月 1 日、サポートセンターのオープニングイベントのあいさつで述べられた、「第五次総合計画の中に自治基本条例や市民参加条例などの策定についても、市民参加が必要だ」ということから、同様な背景が見えてきます。

市長は、平成 18 年 11 月、下馬公民館から始まった市民との対話「おぼんです懇談会」も、平成 20 年 2 月、鶴ヶ谷集会所での開催で、全 13 回、市内を一周したと伺っています。

「おぼんです懇談会」などを企画した本質は、各行政区での問題の把握だけではなく、円滑な地域機能の枠組みを模索した意見の集約ではなかったかと私は見てきました。

重複しますが、先ほどから申し上げている自治への関心、かかわりを求めていくことは一番大切なことで、実現に向けての困難は山積していますが、地域の 카테고리ごとのオピニオンリーダーを育成し、サポートしていくことで、地域力が高まることは言うまでもありません。

以上のことを踏まえ、分権時代の行政への市民参加の基本となる地域自治会の再編をどのように考え、また、その上で、円滑な地域活動ができる地域協議会の設置についての意見を伺いたいと思います。

これで初めの質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員の御質問にお答えいたします。

行政内部においても、従来までの行政運営という視点から、行政経営という新たな発想のもと、さまざまな改革に取り組んでいるところでございますが、この改革という言葉は、単に行政活動の縮小や撤退を意味するものではございません。

これからは、自治組織や市民活動団体、そして企業等、本市を構成するさまざまな主体とともに、将来の多賀城市の望ましいまちの姿を共有しながら、さまざまな主体が公共の担い手としてまちづくりに参画することができる条件を整え、新しい公共や協働という新たな理念のもとに、多賀城市のまちづくりを進めていくことが重要だと感じております。

このようなことから、財政再建のための取り組み指針の中で、地域協議会という新たなコミュニティの創成とその方向性についてお示したところでございます。

本来、コミュニティとは、みずから暮らす地域に愛着と関心を持ち、互いに協力して地域の諸課題、例えば福祉とか環境、教育、防災・防犯などですが、の解決にみずから取り組むことができる住民自治の基盤となるものでございます。

しかしながら、伏谷議員御指摘のとおり、コミュニティでの解決を期待される課題が拡大傾向にある反面、コミュニティ自体のつながりが希薄化する傾向も見られることから、そのすべてを既存の行政区単位で対処することが、困難となってきているのではないかと感じております。

このため、効果的、合理的な運営が可能となる新たなコミュニティの創成を目指して、これまでとは異なる総合的、自立的支援を進めていくことが必要であることから、今年度の秋から、地域協議会の設置に向けた取り組みを試行的に始めていきたいと考えております。

なお、地域協議会の編成については、行政側が独自に計画を推進するのではなくて、区長さんや多くの市民の皆さんと対話を重ねながら、本市独自のコミュニティ政策を打ち出していきたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

御答弁ありがとうございます。

ただいま伺った部分で、秋からその地域協議会を立ち上げていくというお話を伺ったのですけれども、もしよければ、具体的なところを教えていただきたいと思います。

それと、あと、私なりに行政区ということ考えたのですけれども、やはり地域協議会を設立するに当たっては、何かのベースがないとだめだと思います。先ほども申し上げたとおり、まちの成り立ちからいろいろ行政区が生まれ、派生してきたというふうな観点からも、やはり、例えば具体的に言うと、その消防団が8分団あります。そのエリアを大体そういうふうな形でもくろんでいくのか、それとも、先ほど申し上げた「おばんです懇談会」の地区として13地区ありました。これを一つのエリアとして考えていくのか、いろいろあると思うのですけれども、私は、結果的にはやはりこのくらいのことをするのであれば、小学校単位ぐらいのスパンでないと、先ほども申し上げたとおり、予算等いろいろな移譲をするということが、できないのではないかとこのように考えております。

その辺のところも含めて、市長のエリア的なもの、それと先ほどの、一番最初に伺った、具体的なその秋からの協議会の構成についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

地域協議会の具体化というふうなことでございますけれども、まだ詳細までは詰めていませんので、具体化については、ちょっと今、コメントを差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、去年、区長さん方も、毎年いろいろなところを視察に行っているわけでございますけれども、岩手県の北上市ですが、あそこで地域協議会を立ち上げたということでございまして、区長さん方も地域協議会についてどういうものかということも勉強されてきたということで、やはり区長さん方もそれに対しての興味津々ということも、これ一つあるのかということで、いいところを視察先に選んだと私も思っています。

そして、私も、「おばんです懇談会」で、四、五回前ぐらいから、これからは皆さん方で、やはり地域協議会をつくっていただきたいということ、その地域ごとにお話し申し上げておりますので、その辺がお互いにかみ合っていけば、ただ、これは、先ほど消防団の8分団、あるいは小学校学区程度にというふうなことでございますけれども、歴史的ないろいろな経緯があって、いろいろな地域が構成されてきたわけでございまして、どのくらいの枠組みがいいのかという問題もありますけれども、それはやはり住んでいる方々が、やはり組みたいところというふうな地域性も、考えていかななくてはいけないのではないかと。単純に消防団とか小学校学区とか、そういうわけにはいかないだろうということでございまして、具体化につきましては、秋ごろから進めていくとしても、やはり三、四年ぐらいはこれはかかるのではないかとこのように思います。

ですから、いろいろなところで、先ほど伏谷議員から、市民活動サポートセンターができたということで、あれも市民活動の本当に拠点になると思いますし、お互いのいろいろな

分野が触発していった、その中でやはり地域住民の力が結集されていけば、これは地域協議会というのはできることは間違いないだろうということで、私もいろいろなところでそういう触発を住民の方々にしていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

4番伏谷修一議員。

○4番（伏谷修一議員）

実は、昨日、前々から話があったのですけれども、八幡公民館の改修ということで、区長さん初め役員の方々、それから行政側からは地域コミュニティ課の片山課長を初め3名の職員の方々と、意見交換を行いました。

その中でいろいろ話があったのですけれども、一番着目されてきたのは、やはり地震があったものですから、「耐震はどうしてくれる」というようなことも初め、建てかえについてのその諸条件の要望だったのですけれども、ある方が、「こういう話はなかなかここだけを考えるべきではないのではないか」という質問がありました。

その中で、地域的なそのかわりを持った、例えば八幡だったら八幡五区、ここで、こういうふうなことはちょっと大きく取り上げなければ、やはりより狭い住民だけがそういったところの施設を使うのでは、そこに対する経費といえますか、かかり過ぎると。

であれば、五区で考えていけば、五区の出担割もできていくのではないかということの質問に対して、地域コミュニティ課の課長が、「できればその取り組み指針の中には、そういった地域協議会というのも含めて、個々の方々がどういうことを望んで、どういうことをやるのかは、やはり地域が考えていくというふうなことが、非常に必要ではないのでしょうか」と、いうことは、たまたまきょう、私がこういうふうな質問をするということもあったものですから、その部分、非常に地域の方も、そういうのであれば、我々はそういうふうと考えていきたいと。ただ、今、考えるすべが何もないのだと。本当にやりたいと思っている人がいて、幾ら情報を発信しているにせよ、なかなかそれが伝わっていかないと。やはりそういうふうな軸的なものをある程度どんどん見せていって、何年かかるかわからないですけれども、やはりそういった基本ベースは今のうちからもう周知しておかなければ、やはり3年後、4年後には絶対できないような気がしますので、本当にこの部分に関しては、先ほども申し上げたとおり、自治という部分では一番ここが大切だと思うので、ぜひともその推進にスピードをかけていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。（「回答はなしですか」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は10分であります。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

13番吉田瑞生議員の登壇を許します。

(13 番 吉田瑞生議員登壇)

○13 番 (吉田瑞生議員)

北朝鮮当局による日本人拉致問題に対する取り組みについて伺います。

国の法律で定められた北朝鮮人権侵害問題啓発週間、12月10日から16日に合わせ、北朝鮮による日本人拉致被害者をテーマにした、パネルや写真の展示やDVD上映などを、市役所1階ロビーで実施することについて、横田夫妻や家族会の代表などを迎えて講演会を開催することについて伺います。

横田御夫妻が会見などで、「皆さんに訴えたいことは」と尋ねられるとき、いつも語られる話は、「国民の皆さんが関心を持ち続けていただくことです」と述べられています。

国民が関心を持ち続ける世論が、拉致問題の解決に向けて、まさに一番重要なことでしょう。

私のきょうの一般質問は、拉致問題について、関心を持ち続ける方策の一環として申し述べる次第であります。

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、1991年以来、政府は機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきたが、北朝鮮側はかたくなに否定し続けてきたのです。

しかし、北朝鮮は、2002年、平成14年9月17日の第1回日朝首脳会談において、ようやく初めて拉致問題を認めるに至ったのです。

北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪を行った背景には、職員による身分の偽装、職員を日本人に仕立てるための教育係としての利用、北朝鮮にかくまわれているよど号グループによる人材獲得といった理由があったと見られています。

現在、日本政府は、17名の日本人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査、調査を進めています。

このうち5名、地村保志さん、富貴恵さん、蓮池薫さん、祐木子さん、曾我ひとみさんについては、2002年(平成14年)10月15日に24年ぶりの帰国が実現しました。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004年(平成16年)5月22日の第2回日朝会談において、北朝鮮により直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、いまだに北朝鮮当局より納得のいく説明がなされていない状況であります。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、日本政府としては、北朝鮮側より納得のいく説明がなされていない以上、安否不明の拉致被害者はすべて生存しているとの前提に立ち、北朝鮮に対しすべての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに被害者の引き渡しを強く要求してきているのです。

なお、日本国内では、1997年(平成9年)3月25日に、拉致被害者の御家族による「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)」が結成されるなど、被害者の救出を求める運動が活発に展開され、これまで600万人を超える署名が総理大臣に提出されています。

国連においては、2007年（平成19年）12月、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、問題の早急な解決を強く要求することを含む「北朝鮮人権状況決議」が、3年連続で採択されました。

また、ムンタポーン北朝鮮人権状況特別報告者は、北朝鮮が外国人の拉致問題のような不法行為に対し、効果的かつ迅速な手続により救済措置をとるべきことを勧告しています。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が、平成18年6月23日に公布、施行されました。

この法律は、拉致問題を初めとする北朝鮮当局による人権侵害問題、拉致問題等に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほかに、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から16日）の創設及び同週間での、国、地方公共団体の啓発事業の実施等を定めております。この地方公共団体に関する定めは、同法の第3条と第4条に明記されています。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から16日）に合わせ、北朝鮮当局による日本人拉致被害者をテーマにしたパネルや写真の展示や、DVD上映などを、多賀城市役所1階ロビーで実施すること、横田夫妻や家族会の代表などを迎えて、講演会を開催することに関しては、次の五つの関係機関、団体等と連絡を図り、資材の用意や講師の派遣に取り組みられてはいかがでしょうか。

1、内閣官房拉致問題対策本部、2、北朝鮮による拉致被害者家族会連絡会（家族会）、3、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）、4、横田めぐみさん御家族支援の会（あさがおの会）、5、特定失踪者問題調査会などがあります。

仙台市における、平成19年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせて実施した、北朝鮮による日本人拉致被害者をテーマにした写真展、市役所1階ギャラリーホールでの展示内容は次のようなものでした。

- 1、平成18年6月23日の拉致問題に関する法律が施行された内容の紹介。
- 2、「めぐみちゃん、こんなところにいたのね」と表示した、北朝鮮から来ためぐみさんの3枚の写真。
- 3、寂しくなると、めぐみさんと歌った「ふるさと」、曾我ひとみさんの平成17年5月12日の証言。
- 4、飯塚耕一郎さん-田口八重子さんの長男-から金賢姫氏への手紙の紹介。
- 5、拉致被害者7人、横田めぐみさん、市川修一さん、増元るみ子さん、田口八重子さん、有本恵子さん、松本薫さんが、家族と一緒に過ごしていた当時の写真であります。
- 6、横田滋家族会代表の国会証言、平成17年6月10日、横田滋、早紀江家族会代表夫妻が、参議院拉致特別委員会に参考人として招かれた証言。そのうち、横田滋さんの冒頭発言の一部で紹介がされています。
- 7、第1回訪米、平成13年2月25日から3月3日、家族会7名が訪米した状況です。
- 8、家族会結成の会見、平成9年3月25日の状況です。

そして、最後に、9 番目、DVD 上映、その題名は「拉致-許されざる行為-」北朝鮮による日本人拉致の悲劇、これは国から本市にも届けられているものと思います。

以上、写真やパネルやポスターなど計 70 点を展示しておりました。これらのことは、本市での取り組みに関しても参考になる内容でしょう。

一つ紹介させていただきますが、これが内閣官房拉致問題対策本部でつくられたポスターです。

それと、もう一つは、同じく対策本部でつくられた「拉致」という、先ほど紹介した DVD のものです。

また、講演会については、平成 19 年 12 月 27 日、仙台市役所 8 階ホールにおいて、拓殖大学教授で特定失踪者問題調査会代表を務める荒木和博氏が、「私たちは安全か-拉致問題を考える」と題して講演しました。

多賀城市においては、この間、市役所 1 階の案内窓口に 2 種類のパンフレット、一つは、政府・拉致問題対策本部の「すべての拉致被害者の帰国を目指して」というパンフレット、もう一つは、拉致被害者の家族義援金委員会の「拉致被害者とその御家族の支援のために」というパンフレットを置き、市民に自由にお持ちいただいております。

「涙そうそう」という歌があります。私は、なぜかこの歌を拉致問題と重ね合わせて考え、次の歌詞を口ずさむとき、被害者家族の心情を思い浮かべることがあります。

「古いアルバムめくり 一番星に祈る 晴れた日も 雨の日も 浮かぶあの笑顔 あなたの場所から私が 見えたら きつといつか 会えると信じ 生きてゆく」

以上、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から 16 日）に合わせ、北朝鮮当局による日本人拉致被害者をテーマにしたパネルや写真の展示や、DVD 上映などを、多賀城市役所 1 階ロビーで実施することについて、横田夫妻や家族会の代表などを迎えての講演会を開催することについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

北朝鮮当局による日本人拉致問題に対する取り組みについてでございますが、拉致問題に関する本市の取り組みといたしまして、これまでも内閣府や法務省から啓発活動用資料としてのポスターや小冊子の送付を受けた際、本庁舎 1 階ロビーの配布物コーナーや各階掲示板等に掲示するなどして、日本人拉致問題に対する啓発に努めてきたところでございます。先ほど、吉田議員から御紹介のとおりでございます。

また、平成 17 年 1 月 30 日に、東北電力ホールで開催されました、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための宮城の会」主催による横田早紀江さんらによる講演会を市として後援し、さらには、平成 18 年 12 月 4 日から同月 8 日まで、仙台市役所市民ギャラリーで開催されました、同会主催による、「拉致被害者を救出しよう」と題する写真展にも後援をした経緯がございます。

一方、国においては、吉田議員御承知のとおり、平成 18 年 6 月 23 日に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を公布、施行しており、同法において、「地方公共団体は、国と連携し、国民世論の啓発を図るよう努めること」と規定されておりますので、同法の趣旨を踏まえ、引き続きこれまでと同様に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する市民への啓発に努めてまいりたいと思っております。

私も、吉田議員と考え方は同じなわけでございますけれども、この間、中国で北朝鮮と日本の話し合いが行われまして、制裁の一部を解除するというふうな経緯がございます。そういう経緯があるものですから、もう少し進展するのかなという思いでございまして、できるだけ市民への啓発ということで、まずその経緯等も見きわめたいというふうに思っています。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

私の質問においても、また、ただいまの市長の答弁においても、「北朝鮮当局」という言葉を述べられました。私も用いました。この拉致問題の本質を私は明らかにする立場で、「北朝鮮当局による」という表現を強調させていただきました。

このことが、この種問題についての取り組みにとって、極めて重要な視点だろうと思っているからであります。改めて「北朝鮮当局による日本人拉致問題」ということを規定することについて、これらの啓発の取り組みについて、一段とその思いをしっかりと携えていただくことを、まず冒頭お願いしておきます。

それから、二つ目には、市長の答弁にもありましたし、私も概略述べましたけれども、地方公共団体の責務について、先ほど紹介しました法律の第 3 条及び第 4 条について、その内容について紹介をさせていただきます。

第 3 条において、地方公共団体の責務は次のように明記しています。「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」、先ほど市長が答弁された内容の趣旨と同様であります。

そして、第 4 条、北朝鮮人権侵害問題啓発週間について、その 3 項において、地方公共団体に関することが明記されています。次のような条文です。「国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする」と明記されております。

再確認ですけれども、市長のただいまの答弁は、この法律の第 3 条及び第 4 条の 3 項の 3 つについて、これらの啓発活動等に取り組みされるということで受けとめてよろしいかどうか、まず第 1 点伺いたします。

それから、もう一つは、今、市長の答弁にもありましたけれども、何といたってもこの問題を前進させるかぎは、いろいろな動きがありますけれども、冒頭に触れましたけれども、国民世論、いわゆる国民の皆さんが大きな、強い目的意識を持った関心を持ち続けると。このために、本市でも、私が提起させていただきましたけれども、この週間に合わせた啓発行動の取り組みに対処する、ということの一環として取り組みられることというふうに、私は主張させていただきましたが、同様の理解をされているかどうかについて、改めて伺います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の再質問でございますけれども、これは、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」ということで、第3条及び第4条に、地方自治体がこうしなさい、ああしなさいということ、確かにこれは書いてあるわけです。国と連携を図りつつということなんです。

ところが、内閣府の方から、内閣府の拉致問題の担当部局からの通知というものがございまして、「地域の実情や日朝間の動向を踏まえて、慎重に対応されたい」と、そういう指摘がございました。

それで、これまでと同様の啓発に努めたいということでございますので、その辺のことをぜひ御理解いただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

今、市長、極めて重要な内容の紹介がありました。内閣府の指示内容の御紹介でありましたけれども、私も承知しています。当然そのことを踏まえて、本市における取り組みを図るということは当然だと思えます。そのことだけ表明しておきます。

○議長（阿部五一）

12番中村善吉議員の登壇を許します。

（12番 中村善吉議員登壇）

○12番（中村善吉議員）

私の質問は、本市の小学校3年生から6年生が、多賀城市について学ぶ副読本「わたしたちの多賀城」の編集に関するものであります。

その平成22年度版の編集がスタートをしましたので、その内容はどのようにより充実され、また、その有効利用の可能性を問うものであります。

副読本の編集についての質問は、今回で2回目であります。

最初は平成13年第2回定例会において、主な質問として、本市の災害対策と駐屯地との連携等の記述内容の一部追加を伺うものであります。

最初の、副読本との出会いは、平成7年度版でしたが、さきの質問では、平成11年度版について、その内容の充実ぶりを説明し、多賀城市を短期間で理解するには最適なガイドブックであることを紹介しました。

最新、平成17年度版は、平成11年度版とほぼ同じ内容構成で、本市の全体像と市内の営み及び歴史を解説したもので、1章から9章に分かれています。

1章は「わたしたちの多賀城市」、2章は「工場の仕事と人々の暮らし」、3章は「田や畑の仕事と人々の暮らし」、4章は「商店の働きと人々の暮らし」、5章は「変わってきた多賀城市（わたしたちの学校と市の移り変わり）」、6章は「健康な暮らし」、7章は「安全な暮らし」、8章は「豊かな生活をするために」とあり、「これからの多賀城」「活力とふれあいのあるまち 史都 多賀城」と結び、さらに9章では、「歴史のまち多賀城市（歴史編）」とあり、それに5点の付からなっています。

付とは、付記または付録を意味し、ちなみに、付1は、「多賀城と歌枕」、付5は、多賀城市の行政区名も載せた地図ですが、付録としてブックポケットに入っています。

平成17年度版と平成11年度版との差を、8章目最終の「これからの多賀城」で見ますと、平成17年度版では、「活力とふれあいのあるまち 史都 多賀城」ですが、平成11年度版では、「将来都市像を支える五つの柱（躍動と活力を培う産業都市）」とあり、時代意識の変化が感じられます。

「わたしたちの多賀城」の初版は昭和46年3月31日で、平成17年度版は10版目になります。全版または何版かを通して読みますと、時代ごとに応じた改訂されていますので、過去34年の本市の近々現代史をも理解することができそうです。興味のある方は原本の一読をお勧めします。

前置きが長くなりましたが、質問に移ります。

なお、当質問に当たりまして、多賀城東小学校の御協力がありましたことを紹介し、この場をかりまして感謝申し上げます。

質問(1)内容構成は、ですが、ここでは特に説明は不要と考えます。

質問(2)平成22年度版で大幅に変更、改善する内容は、ですが、手元にある平成11年度版、14年度版、17年度版の3冊の副読本を通して読みますと、17年度版の代表的な1例ですが、現実を示す掲載写真の古さ、おみこし（48ページ）ほか、豪族のお墓だった大代横穴墓群（89ページ）、写真の不適切さ、貞山運河の船着き場（15ページ）、それに面積表示の単位統一の必要性、田畑の面積（19ページ）と加瀬沼の面積（107ページ）等を感じます。

7章「安全な暮らし」での、防災対策説明では、本市内完結型説明になっています。大災害対策では、昨年9月1日「防災の日」に、駐屯地内で宮城県総合防災訓練が実施されましたが、近隣市町や、他団体や企業との連携の説明が必要と考えますがいかがでしょうか。

質問(3)利用方法について。

ア、生徒への教育時間割は、ですが、内容が豊富で、内容的に3、4年生には難しい内容でありますので伺うものであります。

また、先日、市内で、3人友達の中学生に、「6年生のとき、『わたしたちの多賀城』を勉強しなかったのか」の問いに対して、「勉強をしなかった」と返事があったからなのであります。

質問(3)そのイ、一般市民の利用は、ですが、前回の質問では、図書館に展示し、一般市民の利用を希望しましたが、今回は、部数限定で、適当な価格で市民にも販売したらいいかなものかを問うものであります。

副読本は、小学生だけのものでなく、一般市民には、本市を短期間で正しく理解するのに最適なガイドブックであると考えています。

平成 22 年度版の副読本が、より充実され、また、より広く有効利用されることを願ひまして、当局の御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村議員からの御質問でございますけれども、教育長から答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

中村議員の御質問についてお答えを申し上げます。

社会科副読本「わたしたちの多賀城」は、小学 3 年、4 年生での活用頻度が最も高いものでありまして、自分たちの住む地域のことを学ぶ学習の補助資料として作成いたしております。

また、5 年、6 年生においては、学校行事や総合的な学習の時間で活用しております。

子供たちにとって、「ふるさと多賀城」の地域、産業、歴史、文化を知るための大きな助けになっております。

第 1 点目の、内容構成と、第 2 点目の、変更、改善する内容についてですが、平成 23 年度から完全実施となる学習指導要領の指導内容に照らし合わせて編集をしております。

今後、編集委員会で編集するわけですが、文章表現をできるだけ簡潔にし、資料を充実し、調べ学習などを行いやすくする予定であります。

また、本市の教育方針にもありますように、多賀城を知り、多賀城を語れる児童・生徒をはぐくんでいくためにも、今までの内容のよさは継続しながら、よりよいものをつくってまいりたいと考えております。

第 3 点目の、利用方法についてですが、社会科の授業時数は、小学 3 年生が年間 70 時間、4 年生が 90 時間となります。

その中で、副読本「わたしたちの多賀城」を活用して、地域の産業や暮らし、人々の健康な生活、地理的環境等の学習において適宜活用することとなります。

また、一般市民の活用については、図書館、公民館などの関係公共施設での閲覧を考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

前向きな答弁ありがとうございます。

それで、ちょっと確認させていただきたいのですが、そうすると、今、10 版までつくられていて、平成 17 年度版の目次、今、9 章までになっていますけれども、それを大幅に変更するというごさいますか。それが一つ。

それから、「内容表現が大分変わる」とおっしゃいましたけれども、今私が取り上げました掲載写真とか、それから表現方法、例えば、私が単位の表現は統一性が欲しいと言いましたが、多賀城市の田畑の面積は、これは万アールになっているのです。それから加瀬沼の面積の表示がヘクタールになっているのです。そういうのは、万アールとヘクタールを混合して使うと、子供たちが混乱するのではないかと思ひまして、普通はヘクタールを利用した方がいいのではないかと、そういうことがあります。

それから、古い写真でございすけれども、先ほど申し上げました貞山橋の船着き場、これは貞山橋から牛生方面を見た写真で、多賀城市は含まれていない、そういうことがあります。

それから、先ほども申しましたおみこしですけれども、これは JA バンクの前から市役所方面を見た写真でございすけれども、ある人に聞いたら、これは二十二、三年前の写真だと、そういう話を聞きました。

それから、先ほど、豪族のお墓だった大代横穴群、これ最近、いつ崩落したのかわからないのですが、大分崩落しておりまして、大分といひましても一部ですけれども、崩落しておりまして、教科書に載っている写真はちょっと古いのかという感じがしております。そういうことをいろいろ感じております。

そういうふうな、今現在をあらわすような写真の、古さを、それから多賀城市に該当しないような写真、それから、これから大災害対策がありますので、最近、そのような対策に対して、この「わたしたちの多賀城」副読本には、余り解説されていない。余り危険をおおるのではなくて、最小限の必要条件として、載せてはいかがかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

では、改めてお答えを申し上げます。

この「わたしたちの多賀城」は、平成 17 年から活用していると。これからつくるものは平成 23 年度から活用するというふうなことで、その内容については、今御指摘のあったように、資料等を、あるいは数値、今の、こここのところに万アールとかヘクタールとかというのがあるのを、私、持ってきているのですが、こういうふうな表現の仕方も、そのときは、それでよいというふうなことでつくったわけでありすますが、やはりここを調べてみると、非常に、新しい教育課程に見合って直さなければならないというふうな思ひますので、十分に今のお話を承って、内容のあるものにしたいというふうな思ひます。

特に、市長の方針の中にもありましたように、先ほどもお話ししましたが、「多賀城を知り、多賀城を語れる子供たちの育成」というふうなことで、地域に根差した子供たちをどういうふうな育成するかというような点では、この資料は大変重要であります。

それで、内容もいろいろ工夫してつくるということで、日程表もできておりますが、特に、この資料のほかに、CD-ROM をこれにつけるといふふうにしております。やはり各学校にパソコン等が導入されて、そちらの方も随分進んでおりますし、それに見合った内容で活用できるようにというふうなことで、その CD-ROM の場合は、この冊子などは問題にならないくらいの内容がそこに入りますので、学習活動に十分生かせるのではないかというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

追加質問、確認でございます。先ほど、私は言い漏らしましたけれども、中学校の説明のところがあります。各 4 中学校で、私が今注目しているのは、クラブ活動の充実さを注目しております。

ですから、今、この副読本を見ますと、高崎中学校と東豊中学校のクラブ活動に関しては理解しやすいのですが、多賀城中学校と第二中学校に関しては内容がちょっと薄い、そう感じております。

それから、ちょっと細かいことですが、この 19 ページに、「田畑の面積と農家の人々の移り変わり」、この農家の戸数、これが余りアバウト過ぎて、理解しにくいので、各年度ごとにここに数字を入れたらいかかと、そういうことを考えております。

それから、先ほど私、最後に言いました、一般市民への販売等はいかがなものでしょうか。その 3 点についてお願いします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

1 点目の、この「わたしたちの多賀城」の学習場面の一番の山は、小学校 3 年生です。70 時間のうちの 60 時間に活用するように、ここが一番地域学習の山に、9 年間のうちですね、4 年生で約 29 時間。

ただし、5、6 年生では総合学習がありますので、これも継続して活用するようにしておりますし、中学校においては、体験学習その他ございますので、これも継続して使えるようにしております。

それから、先ほどもお話ししましたように、ヘクターールあるいは万アールというような表現ですが、例えば、東京ドーム何個分とか、具体的な、イメージがわくようなつくり方ができればというふうに思っております。

なお、3 点目の、この一般市民に頒布をするというふうなことですが、そこまでちょっと考えておりませんが、これから、頒布する場合、あるいは実費になるのかどうなのか、そういうこともできるのかどうか、検討させていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 時 58 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは、2 分ほど早いのですが、再開をいたします。

3 番深谷晃祐議員の登壇を許します。

（3 番 深谷晃祐議員登壇）

○3 番（深谷晃祐議員）

質問に先立ちまして、岩手・宮城内陸地震により被害に遭われた方々、また、復旧に尽力されている方々に、これ以上の被害が訪れないようお祈り申し上げます。

まず、私からは、水道事業について質問をさせていただきます。

現在、多賀城市だけでなく、他の自治体においても、水道事業は苦しい経営を強いられております。

新たに転入してくる人がふえることは、大多数の自治体では考えにくく、個人の水の使用量が将来的にふえるとは考えられません。今後、個人向けの水の供給量がふえるということは、予測しにくくなっております。

そんな中でも、水の品質保全、供給の安定、日々のメンテナンスは欠かすことができません。中でも、古くなった配管の入れかえなど、古い施設へのメンテナンスは、今後、宮城県沖地震が想定される今の多賀城市の情勢をかんがみれば、最優先課題と言えます。

ことしの 4 月 30 日、仙南・仙塩広域水道事務所管内の岩沼市南長谷地内において漏水事故が発生し、名取市、岩沼市、亶理町、山元町が影響を受けました。

同じ仙南・仙塩広域水道を使っている多賀城市でも、同じようなことが起こらないとは限りません。

経営が苦しい中でも、施設、事業の維持のために資金を捻出しなければならず、多賀城市の水道部の職員の皆さんも日々頭を悩ませていることと思いますし、日々の経営努力には本当に頭の下がる思いです。

水道事業管理者を設置したことについてであります。私は、いろいろな意味で大きな意味を持っていると思います。

そこで、私からの質問 1 点目でございますが、今後の水道部での人事のあり方並びに当局との人事の連携をどのように図っていくのかでございます。

きのうの昌浦議員の質問の答弁の際に、市長より、「技術経験者の採用を検討している」とのことでしたので、少し安心いたしました。

しかし、実際、なぜ技術経験者が欲しいのでありましょうか。水道というものは、仕事をするに当たって、たくさんの技術、知識が必要になるものだと思っております。そして、技術の進化により、日々職員の方々は研さんしなければいけないことだと思っております。

しかし、あした来るかもしれないのです。天災は待ってくれないのです。今、地震が来ることも考えられるのです。ですので、迅速な対応を迫られる水道事業だからこそ、管理者設置をしたものと私は理解し、賛同しました。今こそ市長の発言力を十二分に発揮し、水道事業管理者との連携を密にして取り組むべき課題だと思います。

そこで、人事の問題ですが、何人かの職員の方は水道部にずうっと勤めていただく。水道のプロフェッショナルとして育成する必要があるのではないかと考えます。そうでなければ、職員の質に、そのとき、そのときでむらができることになり、何かアクシデントが発生したときの対応に差が出てしまうと考えます。

そうすると、周辺市町村との連携をとるにも一苦労ですし、業者さんもうまく動けないのではないのでしょうか。逆に、長く勤めている職員を置けば、入れかわりの間隔も長くなりますし、安心して任せられる期間も長くなることになります。それが市民の安全・安心にもつながると考えております。

新しい職員に技術を継承させることもそうですが、長く水道に携わっている職員が、今、本庁の方で仕事をしているということもお伺いいたしました。ブランクはあるでしょうが、何の知識も持っていない人間を育成するより、知識をある程度持っている職員にもう一度水道部で働いていただいて、早目に有用な人材に仕上げることも一つの選択肢だと考えます。

水道事業管理者には、たくさん与えられた権限の中に、人事権も与えられております。こういう場面でこそ管理者を置いたメリットを生かす、リーダーシップを生かし、改革の旗手となるべきではないかと考えております。

しかし、人事ですので、一筋縄ではいかないと思いますので、私なりに御提案と御質問という形でお話しさせていただきます。

いざ、事があった場合、周辺市町村との連絡は日本水道協会を通してできることは、きのうの金野議員の質問に対する回答の中で理解いたしました。

そして、なぜ人事が急務なのか、そして、もし人事の遂行が時間を要する場合についての、私なりに考えた対策でございます。

私の考える一番の理由、それは責任の所在であります。きのうの金野議員の質問の中でもありましたが、現在、緊急時に動こうとした場合、多賀城市管工事業協同組合と協定を結んでおり、協力を要請できることは理解を深めました。

しかし、いざ事があった場合、より早く動くための仕組みが必要ではないでしょうか。

この場合、多賀城市管工事業協同組合の方が現場に駆けつけたとしても、市役所の職員を待ち、指示を受けなければ動けないというようにお伺いしております。多賀城市管工事業協同組合の方たちだけでも、単独で動くことはできますが、どこまで動いていいのかと。動いた場合の責任の所在がはっきりしておりません。

そこで、多賀城市管工事業協同組合と結んでいる協定を、より詳細なものにし、より迅速に動ける組織づくりが必要なのではないでしょうか。何かあった場合の責任を市が負うということを決めておくだけでも、対応がワンテンポ早くなると考えます。

最近、水道の問題でよく出るのが、バルブの操作であります。確かに圧力のかけ方一つですが、一歩間違えれば大問題にもつながります。

よって、幾ら協定の中で災害時の工事の協力を得ていても、いざその処理を行う段階で、バルブ操作を行えるか、行えないのか、管工事業協同組合の皆様も水道のプロフェッショナルでございます。先ほども述べましたが、協定をより詳細なものにし、いざというときの備えにはいかがかというものです。そうすれば、幾らかの人事の対応で、水道部と総務部人事の方での若干のおくれがあったとしても、対応につながるものとするものです。当局の見解をお伺いいたします。

続いては、水道の広域化についてですが、きのうの議会の昌浦議員や金野議員の質問の中にも、水道事業の広域化の話がありました。その中の答弁で、市長は、「どのような形になるかわからないが、今後、水道事業の統合が必要になってくるかもしれない」と、そうおっしゃいました。

以前から2市3町なり2市6町1村の中で勉強会が行われ、研究に余念がないこともきのうお伺いいたしました。

では、今、多賀城市で考えている広域化とは、どの範囲のことを指しているのでしょうか。多賀城市としての見解で構わないので、教えていただければと思います。

私は、2市3町の枠組み、また、2市6町1村といった枠で考えることも大切かとは思いますが、広域化とは、1市1町でも広域ですし、2市でも広域です。いろいろなシミュレーションをして考えられることです。今後道州制が進み、また、何とかの大合併など出てくるかもしれません。一部事務組合の形が妥当なのか、複合事務組合が必要なのか、ありとあらゆるシミュレーションをして考えていかなければいけないと思います。

また、広域化をするとなった場合、どのようなメリット・デメリットがあるのでしょうか、教えてください。

続きまして、あいさつ運動の推進についてでございます。

「温かい心はあいさつから」、こんなキャッチフレーズをどこかで目にした記憶がございます。

私の初めての一般質問の際に、市長にあいさつ運動を推進していただきたいことをお伝えしました。その後いかがでしょうか。

点数をつけるのであれば、今の市役所の雰囲気は何点をつけるのでしょうか。

私なりに市役所の雰囲気を見ていますと、あくまでこれは私の感じ方ですが、あいさつをしている職員の方と、してくれない職員の方とがあります。私にしてくれないだけで、市民の方にしてくれていればいいのですが、ちょっとだけ寂しい気持ちです。でも、そういう方は、市民の前でもむすっとした顔をしているのを見たことがありますので、だれにでも同じ対応なのではないでしょうか。

あいさつなんてして当たり前なのです。そして、そんなことは大人が日々推進されなくとも、やらなければいけないマナーではないのですか。

なぜ深谷晃祐はあいさつ運動を推進したいのか、今回はとても気持ちいい答えが出ました。市民の皆様、市役所の皆様、皆様に温かい心を持っていただきたい。とにかく温かい心をはぐくんでいただきたい。今の御時世は、「だれでもよかった」などの卑劣な殺人、自殺件数の増加、心の病が増加しております。いかがなものか。私はとても残念な感じがします。

あいさつをすれば心が温かくなるのです。言った方も言われた方も気持ちがいいのです。気持ちがよくないという人は、心の病に侵されている方かもしれません。人と人との和をつなぐあいさつ運動をぜひ推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長。

そして、今回は、職場の雰囲気づくりという観点からの質問もさせていただきたいと思います。

最近、大手の企業の職場環境の見直しというのがあります。ここで、長いのですが、いい例があったので御紹介いたします。

「創造性を高める場の演出を-知的職場とは-日本の企業における知識創造性は欧米諸国に比べて低い。日本の製品はすぐれていても、計算機の基本方式や番組、創造的な体制構築、高収益の商模型など、目に見えないけれど高度な社会の実現に不可欠な方法、方式という分野では、日本は欧米にかなりおくらしている。日本が生み出す体制や奉仕の価値を高め、国際的な競争力を向上させるには、職場で働く人の知識創造性を飛躍的に高めることが課題である。これに対し、職場を知識創造的空間へ変貌させる取り組みが、建築設計の分野や職場家具、機器の分野などで最近始まってきた。慶応大学などでは、生命体としての建築という視点から、職場の知的生産性を評価、向上させる研究が行われており、新職場推進協議会では、知識創造のための職場設計の講座が始まり、建築専門雑誌には、『執務空間の知的生産性』という特集が組まれている。また、産学連携の知的職場環境協会や新世代職場研究施設が結成、設置され、経済産業省の創作、職場推進運動実行委員会も活動を始めた。これまで経費としか見られなかった職場の環境を、知識創造の拠点として見直し、十分な投資をしようという流れが始まりつつある」と。

次に、「不快な空調と無機質照明-余り知られていないことだが、東京の先進的職場建物である六本木丘、新丸の内建物、そして東京中間地区では、建物の完成後に借用者が借りる標準的職場の照明と内装のかなりの部分が新品のまま廃棄され、借用者企業が選定した照明と内装に交換されるという。これは特に外資系企業に多く、欧米では職場環境の品質が、働く人々の動機の向上につながることを理解している証拠でもある。日本の多くの企業では、何の変哲もない標準的な照明と内装をそのまま利用するケースが多く、これら企業経営者の大部分は、職場環境が及ぼす労働者の心理的、生理的影響などには関心がないらしい。今から20年前、家庭の照明、空調環境は余りよくなく、白色蛍光灯の丸型蛍光灯が部屋に一つ、空調はないという家も多かった。そのころ、先進的な職場では、影一つない明るい照明と、快適な空調が実現されていて、自宅より職場が快適という時代であった。しかし、現在、個人の家では電球色の数台の床置きが居間を間接照明で照らし、最先端の空調や床暖房体制などが、温度、湿度、そして気流を最適に制御している。一方の職場では、暑過ぎたり寒過ぎたり空調と、明る過ぎる無機的で均一の光が、働く人々を無表情にさせている。今や、職場の環境は個人の家より劣り、働く人の動機を奪っているだろう。集団作業場みたいな職場を離れて、気持ちのよい喫茶店や自宅で創造的な仕事をする人もふえているだろう。

脳を活性化する空間に-計算や書類の処理、あるいは計算機入力など、定型的な知的作業については、職場の環境は仕事の効率に余り影響しない。しかし、創造力と集中力が必要な知識創造活動については、職場のあらゆる条件が影響してくると思われる。そのため、操作性の高い情報機器、座り心地のよいイス、広いデスク、設計性の高い文具や家具、あるいは目を休める観葉植物や熱帯魚水槽など、職場に後から導入される機器、備品については、創作職場を意識した製品開発が進められてきた。ところが、職場の物理的環境を支配している照明と空調に関しては、まだまだおくらしている。繊細で創造性豊かな知的労働者にとっては、照明の照度や光の色が自由に選べ、個人的な温度・湿度環境を実現できる選択性こそが、自分の気分を調整でき、創造的な仕事への動機を高め、他人に真似のできな

い業務が遂行できる。新しい建物の外観や入り口は確かに立派だ。しかし、その職場は働く人が一生涯に8万時間以上を過ごすにもかかわらず、建築設計者からも照明・空調機器製造者からも、建物の設備担当者からも軽視された空間である。今こそ職場に新しい風を吹き込み、多くの分野の業種が参加して、働く人々の脳を活性化する空間と仕組みをつくり、日本から世界に誇れる斬新な着想を生み出そう」とあります。

これは、あくまで利益を追求する企業と、公益性の求められる市役所とは差はありますが、今回はあくまで職場環境という職員の方の働く環境についてのことなので、御容赦ください。

一言つけ加えさせていただきます。私は、職員の方々は知的財産だと思っております。職員の方がいるおかげで、市民の方も過ごさせていただいているのかと思っております。

そして、私は、多賀城市の場合、わかりやすいのが、1階の保健福祉部のフロアなので、そこを例に挙げさせていただきます。

簡単に言うと、フロアの仕切りの見直し、光の取り入れ方です。部内で何課、何課によってロッカーで仕切りがあります。その上に書類が並んでいる。その仕切りの部分を取り払います。もしくは低くいたします。そして、隣の課の人が見える、話せる、聞ける、この環境をつくることで、職場の雰囲気明るくなる。光のラインを遮らない、職員の皆さんは常に一生懸命仕事をされているのは存じております。しかし、仕切りの見直しや採光の見直しをすることで、より一層の職場環境をつくり出せると考えております。

そして、この手法は一体感を味わうことなのだそうです。市職員が一丸となる、そして多賀城市の市民の皆様のために働く。残念なことに、心の病で休職されている方々もいらっしゃいます。そのような方々に少しでも早く職場に復帰していただきたい、そして、今後そのような方がふえないようにしたい、それは市長も同感だと思います。ぜひ仕切りをなくすことで、心の仕切りをなくし、風通しのよい明るい仕事環境づくりを推進していただきたいと思っております。

何となく質問要旨からずれ出したような感じがしますが、私は、とにかく市民主体のまちづくりを目指すお城がこの多賀城市役所だと考えておりますので、今よりももっともっと明るい環境にしたいのです。

つけ加えますと、阿部議長がいつしかの議会でおっしゃっていましたが、電話の対応も一つです。今も保健福祉部では、部長が徹底しているとおっしゃっていましたが、例えば、「何々課の佐藤です」とか、電話の出方、かけ方、これも初めて市役所に電話をかけてくださった方への最初のあいさつです。私は、市役所は最高のサービス業であるべきだと考えておりますので、これも全庁を挙げて徹底していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

また、市役所の耐震の関係で、建て直しもしくは改修工事、どちらでも結構ですが、見直せるときに見直していただきたいと思っております。

そして、今以上に職員の方々が働きやすい環境をつくり、市民の方が市役所に見えた際には、こんな環境で働きたいと思える市役所にしていただきたいと思っております。それこそが、市役所は最高のサービス業である、その形だと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

私からの最初の質問は以上です。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

深谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、水道事業管理者の人事権についてですが、地方公営企業法第15条第1項で、地方公営企業の合理的、能率的経営を確保する観点から、公営企業管理者に当該企業職員の任免権が与えられております。

本市においては、上水道部並びに教育委員会など、それぞれの事務部局職員の任免を含め、全体の人事、採用計画や定期的に人事交流を図ってきたことなどから、その統一性を確保する必要があるため、これまでも任命権者間において協議しながら人事を行ってきたものでございます。

したがいまして、今後の上水道部の人事につきましても、私と水道事業管理者で協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

また、御質問の中に、今、この間の地震と同じように、宮城県沖地震がいつ起きるかわからないというふうなことで、早く動く仕組みをつくってもらいたい、また、プロフェッショナルとして、技術経験者等、これからやっていったらいいのではないかというふうな質問もございました。

その件に関しましては、水道事業管理者からお答えしていただきたいと思っております。

2番目の、広域化の関係も、管理者から答えていただきます。

私からは、最後の、あいさつ運動の推進についてでございますけれども、平成19年第3回定例会の深谷議員からの一般質問にお答えをしておりますが、私は、あいさつは出会いの第一歩だと思っております。すなわち、あいさつを交わすことにより、相手と自分の心の距離を縮め、お互いの理解を深めることができるようになるものと理解をしております。

多くの市民の方々が訪れる市役所は、深谷議員が言われるように、最高のサービス業であるべきだという思いは同じでございます。

このことから、職員に対しては、あいさつ励行を心がけるよう、部長会議等の機会を通して、あいさつの重要性について確認し合い、各所属長から職員一人ひとりに対し、庁内におけるあいさつの励行について周知徹底を図ってきたところでございます。

「おはようございます」、「ありがとうございます」などの、人と人とを結ぶ思いやりの一言、感謝の一言によって、相手の心が開け、心と心が通い合うようになり、市民から親しまれて、信頼される良好な職場環境につながっていくものと確信をしております。

今後ともあいさつの励行に努め、さらなる市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

また、ちょっと的を射ていないけれども、というふうな話がございましたけれども、仕切りとか採光ですが、保健福祉部の、もう少し見直してみたらいいのではないかとということでございます。

こちらは東庁舎、向こうが西庁舎で、西庁舎の方は新しく建ててありますけれども、東庁舎に関しましては、耐震性に問題があるというふうなことでございますので、これから、

もしかしてつくり直すようなことになるかもしれません。その際には、働きやすい職場、あるいは、市民の方々が来ても、快適な環境というふうなことも考えながら、仕切りとか採光とか、そういうものの見直しも図っていかねばならないのではないかというふうに思っております。

電話のかけ方等に関しましても、いろいろと苦情等、たまに来たりもしておりますけれども、その都度、どういうことをやっているのかということで、確認し合って、そういうことがないように努めておりますので、どうぞその辺もあわせてよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

（水道事業管理者 板橋正晃登壇）

○水道事業管理者（板橋正晃）

深谷議員の水道に関する質問でございましたけれども、1点目の質問の中に、プロフェSSIONALな職員の養成というお話がございましたけれども、これは私も全く同感でございまして、技術の伝承というのは、そういう人をつくるためのものだという認識を持っているところでございます。

あと、管工事業の協同組合ともっと協定を緊密にして、災害時のときには速やかにということで、バルブの操作もそこに任せたいのではないかと、という御質問もあったかと思っておりますけれども、水道事業では、水道技術管理者という職の者もおります。

この者が、このバルブ操作の全権を握っているわけでもございまして、本管の操作に関しましては、やはり水道の職員がやるということになりますので、そのほかのもので、管工事業協同組合と市の役割を、きちんと、もう少し協定の中でやっていきたいと、このように思っているところでございます。

二つ目の質問でございしますが、広域化についてでございます。広域化につきましては、きのう、昌浦議員にも市長がお答えしたように、一つの枠組みは2市3町だと思っております。

あともう一つの枠組みとして、平成17年に、宮城・黒川地区の2市6町1村で構成しておりました未来都市づくり研究会において、水道の広域化について検討した経緯もございまして、これも一つの枠組みと考えております。

また、先ほど深谷議員がおっしゃいましたような、もっと小さい枠組みでも広域と言うのではないですかというお話でございしますが、それも私も全く同感でございまして、あるいは2市の自治体、あるいは3市、そういう組み合わせもあるのかと思っております。

それは今からの勉強会なり議論の中で、そういう枠組みが決まってくるのかと思っております。

広域化の、次にメリットでございまして、一つは水資源の確保を総合的、一体的に行えること。二つ目といたしましては、水道施設の効率の整備及び集中管理などによって、経営の合理化ができること。三つ目は、水量の相互融通が可能になり、水の合理的利用ができること。四つ目といたしましては、料金格差が是正され、広域的な受益の均衡化が図られること、こういうものがメリットとして挙げられると思っております。

次に、デメリットでございますけれども、デメリットというよりも、広域化の議論を、今まで勉強会をしていますけれども、そのときの課題になったようなことをお話しさせていただきたいと思います。

一つは、事務所の所在をどこにするかとか、あるいは組織をどうしたらいいのか、人事をどうしたらいいのかという問題。あるいは、各水道事業体の経営状況、これも皆まちまちでございますので、そういう状況、一緒になったときの経営状況ですね、そういう問題。あるいは水道施設、これも水道のスタートした時点が皆違いますから、そういう老朽化に対する対策、こういうものが課題として挙げられているところでございます。

○議長（阿部五一）

3番深谷晃祐議員。

○3番（深谷晃祐議員）

御答弁ありがとうございました。

最初に、水道の方のことでお伺いしたいと思います。

まず、正直、広域化については、私から質問したことなのですけれども、やはり、若干多賀城市だけでは考えられない部分、他の会計の部分、所在ですとか、多賀城市だけで考えられない部分なので、今後いろいろな形で検討していただきたいと思います。私も勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、やはり、水道事業管理者から御答弁いただいたのですけれども、やはりその技術管理者でなければ、そのバルブを触れないと。結局、ずうっとそういうお話が出ている、今こういう話が出ているのは、この技術管理者の方で、その技術を持っている方がいなくなったときにどうするかということを、多分皆さんお話ししていたのだと思うのです。

正直、先ほどの質問のときにも言ったのですけれども、ちょっと私、勉強不足で、教えていただきたいのですが、この技術管理者に関しては、市の職員でないと資格として取れないものなのか。それとも、一般のそういう水道関係の設備業者でも、この技術管理者という資格を取れるものなのか。そこで、もし取れるのであれば、そういった仕組みもつくれるのかと思いますし、取れないのであれば、さらに考えなければいけない問題だと思うので、その部分を御答弁お願いいたします。

それから、あいさつの方なのですけれども、市長に、まず、今の役所の雰囲気は何点ぐらいかと。

正直、隣をこうむすつとした顔で通られて、多分気分のいい人間はいないと思うのですけれども、私も今、多賀城市の議員として働かせていただいているので、市民の方と、どちらかという職員の方と同じ立場でやらせてもらっている部分もあるのかと。議会と当局とのもありますけれども、ただ、そういったときに、私にしないのはいいのですけれども、やはり市民の人が見たときに、不快に思うというのは、やはり正直、どうなのかと思うので、それで、例えばそれが市民の方ではなくて、市長が毎週日曜日、第2日曜日、セントラル自動車に行っているような、そういった企業が来られると、その家族の方がわからなくて、市役所に訪ねてきたと。市長が、住む方を多賀城市に呼ぼうと頑張っているときに、そういった態度を役所の職員の方がとったとすれば、それは別にプラスのイメージは一つもなく、マイナスのイメージだけだと思うので、やはりそういった態度は改めていただいて、市長が言うように、あいさつは本当に人と人との和をつなぐ、先ほどの伏谷議員の話でもないですけれども、地域の密な関係をつくっていく中でも、本当に重要なことだと思

うので、温かい心をつくる意味でも、その部分は、市長からも口を酸っぱくするぐらい言っていただいて、すれ違った際は、もうとにかくだれとでもあいさつをします。市役所の中に多分不審者はいないと思うので、あいさつしても多分大丈夫だと思うのです。なので、ぜひあいさつをとにかくしていただけるように、市民の方も、来た方も、議員でも職員でもだれでも、やはりしていただかないと、マイナスのイメージになると思うので、よろしくお願ひいたします。

市長には、役所の雰囲気は今何点かということだけお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

何点かと言われると、恐らく 80 点ぐらいいくのではないかと私は思っております。

というのは、面と向かって、人と人が、目と目が合えば、それはあいさつを「おはよう」とかやります。ところが、わからない、それは深谷議員も感じているのではないかと思うのです。

例えば、深谷議員にだれかが声をかけて、「おはよう」と言っても、気づかないときがありますね。恐らく気づかないときがあります。私も長く議員生活を送ってきましたけれども、「何だ、この間あいさつしたのに、何でこたえてくれなかったのか」と言われるのです。そういうふうなとき、気づかないときとか、また、性格的なそういう持ち主中にはいらっしゃるというようなこともございますし、職員の方々は、私は 80%以上はそのあいさつはしてくれるだろうと。

逆に、私にどんどん、どんどん声をかけてくれる、私だから声をかけてくれるのかもしれませんが、そういうふうには私は思っています。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

水道技術管理者の件でございますけれども、民間の方も、ある研修を受けると、資格は取れます。

うちの方、今、多賀城市の上水道部では、その資格を有する方が 2 人おります。そして、1 人の方を、今、厚生労働省の方にきちんと届けを出して、その方が今、技術管理者ということで名前が載っているということでございます。

民間の方が取っても、例えば、自治体によっては、そういう方がいない自治体があった場合は、そういう会社に委託して、そういう人を技術管理者として委託すると、そういうことができるということで、資格を取ることは、一般の方々でもできると思います。それはあくまでも、先ほども言いましたけれども、ある程度の水道経験、年数とか、いろいろな要件はあります。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

御答弁ありがとうございました。

水道の方なのですけれども、技術管理者として取れるというのであれば、そちらもやはり、それは私の中では、人事の問題で、本庁との、先ほど市長から御答弁をいただきましたが、やはりその辺の兼ね合いで、時宜ですとかタイミングですとか、そういう難しい部分で、もしあるのであれば、そういった方法も一つの考え方かと思うので、検討してみてください。よろしく願いいたします。

それから、あいさつの方ですけれども、市長から、今、80点というお言葉をいただきました、私も同感でございます。80点というか、私は90点ぐらいいけるかと思うのですけれども、正直、やはりその10点が難しいところなのかと思いますので、やはりそれを100になったときの市役所の雰囲気というのを見てみたいと思うので、私も、多分議員の先輩方も御協力してくださると思いますので、役所と当局、議会の皆様と一丸となって、多賀城市役所が元気になりますように、私も頑張りますので、よろしく願いいたします。御答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

初めに、今回の地震で被災された方々に対しまして、心より御冥福、そしてお見舞いを申し上げます。

また、本議会冒頭、全国市議会議長会より、議員勤続 25 年で表彰をいただきました。これもひとえに同僚議員の方々、また、市長を初め市職員の方々の御指導、御協力のたまものと、心から感謝を申し上げます。

それでは、私の 100 回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第 1 は、妊婦健診への助成拡大についてであります。

この問題は、昨日、米澤議員が、そして本日、松村議員が取り上げ、既に 10 月実施の前向きの答弁がございました。私は大変すがすがしく市長の答弁を伺っておりました。

経過を振り返ってみますと、松村議員、昌浦議員が一般質問で取り上げまして、私どもも委員会で取り上げ、また討論でも触れさせていただきました。

昨年の 12 月議会には、女性団体から請願が提出をされまして、森長一郎委員長のもと、文教厚生常任委員会でも全会一致で採択をされましたし、本会議でも全会一致で採択をされました。

しかし、当局は、'08 年度予算に、本年度予算に 3 回の助成分しか予算を組まなかったわけではありますが、それに対しまして、今議会では、3 会派から一般質問の通告がございまして、いわば議会としては、5 回の助成が必要だということを示したわけであります。

こうして、いわば議会がボールを投げて、当局にそれをきちんと受けとめていただいた、そういう意味で大変うれしく思っているわけございまして、今後ともこうした立場で努力をしていただきたいというふうに思います。

質問の第 2 は、乳幼児医療費への助成拡大についてであります。

この課題も、妊婦健診への助成拡大同様、本年の第 1 回定例会以後、助成拡大の自治体が次々と誕生いたしました。

昨年までは、本市も属しておりました入院就学前、外来 4 歳未満のグループから、以下の 7 自治体が抜け出しまして、外来を小学校入学前までに大幅に延長いたしました。

白石市、名取市、岩沼市、川崎町、七ヶ浜町の 5 自治体は、本年 4 月から実施をし、大崎市と利府町の 2 自治体は、本年 10 月から外来も小学校入学前まで実施をすることになったわけであります。

この結果、外来 4 歳未満のグループには、本市と塩竈市のみが残るという結果となりました。

これまで、さまざまな課題で足並みをそろえるとしてきた 2 市 3 町の中で見ましても、そのおくれは顕著でございます。この不名誉な状況から一刻も早く抜け出すように求めるものでありますが、市長の答弁をお願いいたします。

質問の第 3 点は、鉄道敷跡の保存・整備・活用の問題であります。

通告文でも指摘をいたしました、「歴史の道」は古代のみではありません。佐藤恵子議員が提起をしております貞山運河も「水の道」、「歴史の道」の一つでありますし、また鉄道も近現代の産業遺産の一つでございます。

この歴史の道の一つである市内の鉄道の廃線跡について、適切に保存・整備・活用・周知を図っていただきたいという趣旨でございます。

その一つは、栄一丁目、四丁目境の多賀城海軍工廠引き込み線跡の保存、整備の問題であります。

言うまでもなく、昭和 17 年から造営が始まりました多賀城海軍工廠により、多賀城は一変いたしました。

まず、多賀城村の 4 分の 1 に当たる 496 ヘクタールが強制買収されまして、人口は、昭和 16 年末の 7,908 人から、18 年末の 1 万 3,500 人へ倍増いたしました。

海軍工廠の稼働期間はわずか 1 年と 10 カ月半しかありませんでしたが、その土地は基本的に地主に返されることはなく、桜木の工場地帯、東北学院大学工学部、丸山の公務員官舎、陸上自衛隊多賀城駐屯地等となっているわけであります。

その意味で、多賀城海軍工廠は、現在の多賀城を形づくった直接的契機でありましたし、その意味で、私は陸奥国府造営と並ぶ 2 大事件だと位置づけているわけであります。

さて、本市に重要な影響を及ぼした多賀城海軍工廠ではありますが、道路跡や水路跡等を除き、残されている施設は決して多くはありません。建造物、構築物としましては、王子コンテナの機銃部試射場跡、陸上自衛隊内の火工部の土塁と作業場くらいであります。

また、引き込み線の多くは、現在臨海鉄道として利用されておりまして、住民の方々が歩いて確認できる数少ない引き込み線跡が栄一、四丁目境の多賀城海軍工廠の引き込み線跡であります。

ところが、市は、わざわざ市道に認定していたこの路線を廃止をいたしまして、東北財務局に返還する措置をとったわけであります。私は、2 月の議会で、この市の対応を厳しく批

判し、抗議をいたしました。その後の市の対応や経過、市としてこの問題にどういうふう
に臨もうとしているのか、答弁を求めるものであります。

二つ目の問題は、明治 20 年開業の東北本線の一部である高崎・留ヶ谷地内の線路敷跡に、
その旨を表示し、市民とともに大切にしていきたいという点であります。

御存じのとおり、東北本線の郡山・塩竈間が開通したのは明治 20 年（1887 年）の 12 月
15 日でございます。この日、仙台駅で、郡山・仙台間の開通式が行われましたが、福島
付近の大雪で、内務大臣山縣有朋らを乗せた列車が大幅におくれ、真夜中の開通式となっ
たのは有名な話であります。

ちなみに、去年は東北本線開通 120 周年に当たっております。

ところで、なぜ、上野・塩竈間が開通をしたのかといいますと、本線建設の資材が塩竈港
から荷揚げをされ、運搬のために仙台・塩竈間にレールが敷かれました。それがそのまま
営業線として活用されることになったわけであります。

なお、この工事の際、次のような記録も残されております。「塩竈付近に浮島と称する泥
沼地帯があり、盛り土しきりに沈下し、施工上大いに苦しんだ。なお、そのころは人夫不
足し、募集困難なりしゆえ、仙台監獄より 300 人の囚徒を借りて作業を進めた」。

浮島という非常に土地の軟弱なところがあって、地盤沈下をして大変だったので、仙台の
刑務所より 300 人の囚徒を借りて作業したと、こういう記録もあるわけであります。

ついでに申し上げますと、その後、本線工事は、明治 23 年 4 月 16 日に一関まで、同年 11
月 1 日に盛岡まで、翌 24 年 9 月 1 日に青森まで達しております。

こうして上野・塩竈間が開通したわけではありますが、当初の所要時間は 12 時間 50 分だっ
たそうであります。そして、この開通により、さまざまな方々が以前と比べ大変気軽に東
北を訪れるようになりました。その象徴が、正岡子規の句でありまして、「みちのくへ涼
みに行くや下駄はいて」であります。

東北本線開通後 6 年の明治 26 年 7 月、与謝野鉄幹、正岡子規が相次いで東北に向かいまし
た。そして、多賀城、塩竈、松島等を訪れているのは御存じのとおりであります。

鉄幹は、7 月 15 日の昼ごろに上野を立ちまして、真夜中に仙台に着いて、仙台国見の南山
閣に入りました。鉄幹が歩いて多賀城碑、末の松山、野田の玉川とめぐったのは 7 月 20 日
でありまして、その後、宿泊を塩竈の勝画楼、代ヶ崎、松島の観月楼と移して、各地をめ
ぐりました。そして、7 月 26 日の午後 7 時 30 分の塩竈停車場発の列車で仙台に帰って
いったわけであります。

正岡子規は、7 月 19 日に上野を立ちまして、仙台に入ったのは 27 日でございます。29
日に仙台停車場から塩竈停車場におり立って、その日のうちに塩竈神社を訪ね、船で松島
に渡り、やはり鉄幹と同じく観月楼に宿をとりまして、30 日には船で手樽まで移動し、富
山を訪れております。その後、船で塩竈に戻りまして、歩いて多賀城をめぐり、岩切停
車場から仙台の宿に帰っていきました。

このとき、多賀城碑で詠んだ句の一つが、阿部五一議長等も常々紹介しておりますけれど
も、「のぞく目に一千年の風涼し」、こういう句であります。

この後子規は、酒田、象潟、秋田まで足を延ばしまして、横手から湯田に抜け、8 月 19 日、
水沢から夜汽車で東京に帰っていったわけであります。

このように、JR 塩釜線、廃線になっておりますけれども、この線路敷は近代産業遺跡としても重要でありますし、同時にまた、多賀城における文学の舞台としても貴重なものだと私は思うわけであります。

ぜひ、それにふさわしい扱いをしていただきたいと思いますと思うわけでありますが、答弁を求めて 1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の質問にお答え申し上げます。

一つ目の、妊婦健診への助成につきましては、答弁は不要かと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

2 番目の、乳幼児医療費助成の対象年齢引き上げにつきましては、これまでたびたび提起をいただきました。妊婦健診同様、子育て支援策、少子化対策の重要な政策であり、サービスであることは、私も同感であります。

財政措置をいかに行うかが解決すべき課題であったわけですが、米澤議員の妊婦健診に関する回答の際にも申し上げましたとおり、優先的に進めてきた学校、保育所などの耐震改修にも一定の見通しが立ったことから、子育て支援の次の課題とさせていただきますので、御理解願いたいと思っております。

次に、鉄道敷跡の保存・整備・活用についての御質問の 1 点目でございますが、栄一丁目、四丁目境の多賀城海軍工廠引き込み線跡の保存・整備については、御承知のとおり、平成 20 年第 1 回定例会において、市道栄一丁目 4 号線廃止の議決を受けまして、4 月 16 日には、市道路線の廃止の告示を行い、さらに 6 月 4 日には、無償貸付財産返還届を東北財務局長あてに提出したところでございます。

この引き込み線跡を文化財として保存・整備するためには、用地買収を初め発掘調査等に多額の支出が伴い、また、地形が不成形であることから、維持管理が難しいため、保存・整備することは考えておりませんが、写真等のデータを収集し、記録保存に努めてまいります。

次に、2 点目の、高崎・留ヶ谷地内の JR 貨物旧塩釜線跡地についてでございますが、大分歴史的な経緯等、藤原議員からは御説明がありましたけれども、日本貨物鉄道株式会社から有償で段階的に譲り受け、緑道や公共下水道雨水管渠、都市計画道路新田南錦町線などに利用することで、覚書を締結しております。

現在のところ、利用計画は余り進展しておりませんが、御提案のとおり、表示を考えてまいります。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

まず、乳幼児の点についてなのですけれども、先ほど言った折に、白石、名取、川崎、七ヶ浜、大崎、利府、岩沼が、ことしから一気に外来も小学校入学前までやるということになりまして、多賀城のおくれが目立つようになってきたわけです。

それで、耐震工事等が一応めどがついて、次の課題にしたいということだったのですが、ただいまの市長の答弁は、来年度から実施したいというふうに受けとめていいのかどうかということなのですが、明快な答弁をお願いしたいと思います。

それから、鉄道敷の問題なのですけれども、高崎・留ヶ谷のいわゆる旧 JR 塩釜線については、表示もやるということで、期待をしたいと思います。

問題は、栄一丁目、四丁目地内の海軍工廠引き込み線の跡の問題で、お金もかかるので、写真を撮ったり等の記録保存にしたいということですね。要するに、手をつけないということですね。簡単に言えば。

私が提起したのは、たしか2月の中ごろの条例審議のときだったと思うのです。今、市長の答弁を見ると、4月16日に廃止の告示をして、6月4日に無償貸付財産の返還のような手続を終えたということですね。

私がいろいろ提起したことについては、もう全然検討する余地もなかったと、そういうことなのですか。私は、ちょっと対応はひど過ぎると思います。

大体、金がかかるとか何とかと言いますがけれども、黙って市道認定にしておけばよかったのです。無償で借りられていたのでしょうか。市道に認定していて。黙って借りていて、あとは草刈り程度をやって、余裕があったら砂利を敷いても、舗装をしても構わないけれども、あれはまずかったなと、そういう認識はないのですか。黙って市道に認定していれば、別に返す必要もなかったし、金を払う必要もなかったし、あそこは昭和17年から海軍工廠がつくられて、その線路敷の一つだったのだと。そうすると安心して通り抜けて、案内できるような場所になったのです。要らないことをやって、要らないことをやったから金がかかるようになったし、金がかかるようになったので、何も手をつけないということになったのでしょうか。反省はないのですか、反省は。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

第1点目の、乳幼児医療費助成でございますけれども、先ほど藤原議員から、来年からという、具体的なことを言えということでございますけれども、今、いろいろ研究しておりますので、時期はいつからということは、もう少し待っていただきたいというふうに思います。

それから、栄一丁目、四丁目のこの鉄道敷地の保存の関係でございますけれども、私も現場は見ております。藤原議員が先ほど一般質問の中で言った、駐屯地内の土塁、作業所、これもたしか前のときに、藤原議員から、この土塁等の、作業所等のこともあったかと思いましたが、駐屯地に行った際に見てまいりました。

違点的には、これと市道認定の市道の違いというのは、やはり現存しているということですね。今、道路敷地として、昔はあったであろうところ、ちょっと斜めがかかっていて、雑草が相当あったわけでございますけれども、それを整備して、個人的に言いますと、歴史的な価値として、私自身は認められないのではないかという思いもございました。

そういうことがございまして、いろいろと手続をしてきたわけでございますけれども、手続の詳細につきましては、建設部長の方から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

2月の条例の市道の廃止以降、藤原議員の方からお話ございまして、部の方としましては、緑地・緑道、いわば市道以外のその都市施設という部分での活用について検討してございます。

その結果、結論としましては、その用途地域だとか、近隣の住居系の問題等がございまして、その都市施設としての計画決定をするには足りないというような部分がございまして。

その後、では文化財の施設としてどうなのだろうという部分で、教育委員会の方と協議をしております。その結果が、今回、市長が回答したとおりの内容ということでございまして。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

乳幼児については、現時点で、来年度からというようなことまでは言えないのだけれども、まず研究している最中だということなので、明言はできないけれども、そういう方向で頑張るとのことなので、大いに期待をしたいと思います。

栄一丁目、四丁目のいわゆる引き込み線跡の問題なのですが、なぜいきなり条例で出す前に、相談しないのですか、意見を聞かないのですか。

市道に認定したままであれば、打つ手は幾らでもあったわけでしょう。何とか保存できないだろうか。それは、私どもだけではないのです。あれは何とか保存できないのかという意見は、私だけではないのですよ。そして、市道認定のままにしていれば、財務局に返す必要もなかったわけですし、あそこをどういうふうにするかということも、もう少し、私は、議会との意見交換、あるいは市民との意見交換ができたと思うのです。それもやらないで、いきなり条例で出してやってしまうというのは、史都を標榜する自治体としていかなものだろうか。

もう皆さん方は居直りですよ。今の段階となつては、居直りですね。何が史都なのだろうかと言いたくなります、本当に。反省はないのですか。何回も聞きますけれども、反省がないと、今からもこういうことがあり得ることなのです。もう少し、何と申しますか、私は何も、今になって急に工廠のこととか言い始めたわけではないのです。19年ぐらい前から、終戦50年のころからいろいろ問題提起をやってきました。それが、こういう認識からいまだに脱していないというのは、本当に情けなくてしょうがない。反省はないのですか、反省。（「答弁はだれに求めますか」の声あり）市長しかいないのではないですか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この件に関しましては、私も先ほど述べましたように、「歴史の道」は古代のみではないという藤原議員の御意見はそのとおりだというふうには思いますけれども、確かにあそここの場所に行ってみて、これは、私は残しても意味がないのではないかというふうな思いはいたしました。少しでも残して、自然環境を形成していくというのは大切なことかというふうに思いますけれども、結構あそこは、何か、ちょうど隅切りをしたような形で、昔、市道にして、迂回路をつくるかとかかなにか、そんな話も聞き及んではおりますけれども、むしろ、やはり駐屯地内の土塁とか作業所とか、ああいうところの保存の方が、私は大切なのではないかというふうに思った次第でございます。

○議長（阿部五一）

これをもって一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は15分であります。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

日程第3 多賀城市農業委員会委員の推薦について

○議長（阿部五一）

日程第3、多賀城市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。市長より、2名の推薦依頼がありますので、被推薦者を2名にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、被推薦者は2名と決定いたしました。

お諮りいたします。推薦方法は指名により行うこととし、指名の方法については、議長において指名することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、議会推薦の農業委員に、板橋恵一議員並びに佐藤剛大君を指名いたします。

次に、議会として推薦する議決を行います。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、板橋恵一議員の退席を求めます。

(9 番 板橋恵一議員退席)

○議長 (阿部五一)

これより採決をいたします。

板橋恵一議員を多賀城市農業委員会委員として推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認め、さよう決します。

板橋恵一議員の入場を許します。

(9 番 板橋恵一議員入場)

○議長 (阿部五一)

次に、佐藤剛大君を多賀城市農業委員会委員として推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認め、さよう決します。

以上、板橋恵一議員並びに佐藤剛大君を多賀城市農業委員会委員として推薦することに決しました。

日程第 4 意見書案第 2 号 公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保を求める意見書の提出について

○議長 (阿部五一)

日程第 4、意見書案第 2 号公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の中村善吉議員から提案理由の説明を求めます。12 番中村善吉議員。

○12 番 (中村善吉議員)

意見書案第 2 号 公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保を求める意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農業水産大臣、国土交通大臣に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

提出者、多賀城市議会議員中村善吉、賛成者、同小嶋耀司、同森長一郎、同金野次男、同板橋恵一、同藤原益栄、同相澤耀司であります。

朗読させていただきます。

公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保を求める意見書

建設業は、全国の就業者が約 540 万人で、全産業の就業者数の 10%を占めており、経済活動と雇用機会の確保に大きな役割を担っている。

しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も確立されておらず、さらに、最近の公共工事の減少により、施工単価や労務費が引き下げられることもあり、その生活は不安定なものになっている。

平成 12 年 11 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立したが、その施行に当たり、建設労働者の賃金、労働条件の確保に対する適切な措置が必要との附帯決議が行われたところである。

さらに、諸外国では、公共工事に係る賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、国におかれては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、下記の事項を推進されるよう強く要望する。

記

1、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について実効ある施策を実施すること。

2、公共事業において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 意見書案第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について

○議長(阿部五一)

日程第 5、意見書案第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の藤原益栄議員から提案理由の説明を求めます。10 番藤原益栄議員。

○10 番(藤原益栄議員)

意見書案第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について、趣旨説明を行いたいと思います。

4 月から実施をされました後期高齢者医療制度については、全国から大きな批判、怒りの声
が沸き起こっております。

一番大きな問題は、75 歳になると、75 歳という年齢だけで線引きをいたしまして、高齢者
を国保や健保から強制的に移動させまして、受けられる医療も制限をします。そういう内
容がございます。

それから、もう一つは、高齢者に保険料負担を課しまして、年金額 18 万円以上の方々から
は天引きをします。2 年ごとに保険料の見直しもやると。年額 18 万円未満の天引きされな
い方が、保険料を 1 年以上滞納した場合には、保険証を取り上げるという、非常に過酷
な制度になっているわけでありまして。

この後期高齢者医療制度につきましては、中曽根康弘元総理大臣を初め、自民党の中
からもさまざま批判の声が出ておりまして、「白紙に戻すべきだ」という意見が出てお
ります。

また、全国の医師会の中でも、多くの医師会から、「白紙撤回を」という声も出されて
おりますし、識者の中からも、瀬戸内寂聴さんを初めとして、白紙を求める声が強ま
っております。

しかし、政府・与党は、批判の強まりに対して、一部の手直しは表明しております
けれども、以上申し上げました根本的な点については、手をつけようとしておりませ
ん。

したがって、長年社会に貢献してまいりました高齢者の方々が、安心して医療を受け
られる制度を国でつくるように、一たん、後期高齢者医療制度を白紙に戻して、ど
ういう制度

がいいのか、もう一度再検討していただきたい。一たん後期高齢者医療制度は廃止をしていただきたいというのが、この意見書の内容であります。

ぜひ御賛同いただきまして、意見書を採択していただきますように、よろしくお願い申し上げます。私からの提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。討論ありますか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に反対する立場で討論をいたします。

医療の高度化、福祉の向上と、我が国は国民念願の世界一の長寿国となったものであります。

しかし、平成 16 年の高齢者 1 人当たりの医療費を見ますと、75 歳以上では年間 81 万 5,000 円であるのに対し、75 歳未満では年間 19 万 8,000 円と約 4 倍の開きがあり、75 歳以上より急激に医療費が増加することに着目し、すべての高齢者の皆様が引き続き安心して病院にかかれるように、国民が互いに支え合う国民皆保険制度が維持できるように、医療制度改革を 10 年も前より検討しており、本年 4 月 1 日より、新しい一人ひとりの保険証で、既に利用されているものであります。

制度は、2 年ごとの見直しとなっており、その都度、現実に即した対応がされることにはなっているのですが、激変緩和措置、生活弱者対応など、国民の声に柔軟に対応しており、また、市町村が収納の窓口となっていることから、経済状態の変化など、相談しやすい仕組みとなっているのであります。

最近では、6 月 10 日に、与党プロジェクトチームが、低所得者の保険料軽減を 7 割から最大 9 割に拡大、世帯主らによる保険料納付の肩代わりを認めることを柱とし、年金からの天引きについても、過去に国民健康保険料の滞納がなく、確実に払ってきた方は、申請すれば年金からの天引きを中止し、自分の口座から引き落とせるなど、選択の幅が広がられております。

また、保険料を滞納した場合、罰則的に治療費の全額支払いを求められる資格証明書の発行は、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な人に限ることなどの運用改善案を決め、12 日に政府と与党による連絡協議会で正式決定されており、そのほかに

も、保険料軽減措置の収入基準を世帯単位から個人単位に見直すなど、財源も含め検討することにしております。

したがいまして、高齢者の医療を守っていくための骨子を変えず、定着させていく責任ある考えを尊重し、この代替案のない安易な内容の意見書の提出に反対であります。

以上、反対の立場の討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

私の母親は、75 歳になりまして、後期高齢者の仲間入りになりました。

75 歳になる人は、1933 年（昭和 8 年）生まれ、終戦のときは 12 歳だったそうであります。それから、戦後日本の復興を支えてきたそういう世代であります。

また、同時に、戦後の国民皆保険制度を支えてきた世代でもあります。現役時代には、高齢者の医療にしっかり貢献してきた、そういう人たちが、いざ年をとって、病気になるリスクを抱えた途端に、それまで入っていた医療保険から切り離されて、高齢者も応分の負担をと、高い保険料を強い、こんな理不尽な制度はないのではないのでしょうか。

「75 歳以上の高齢者だけどうして別の枠組みに入れられるのか」、こんな思いの高齢者は多いのではないのでしょうか。

昔、中曽根康弘総理のもとで大臣を務めた渡辺美智夫氏は、「老人医療は枯れ木に水をやるようなものだ」と発言して、物議を醸しました。しかし、今、この言葉をなぞるように、医療制度が改悪されてきているのではないのでしょうか。

中曽根康弘元総理でさえ、「至急もとに戻して、新しくもう一度考え直す」と発言しております。堀内光雄自民党元総務会長は、「一たん凍結して、ゼロベースで国民的議論を」、また、塩川元財務相は、「後期高齢者医療制度は、財政上の都合ばかり優先され、人間味が欠けている」などという声が、与党内からも上がっております。

与党は、保険料の一部を軽減すると言っておりますが、マスメディアからは、「負担を減らせば、高齢者の怒りがおさまると考えているとすれば、本質が見えていない（毎日新聞 6 日付）」と批判の声が上がっております。

廃止を求める署名は 600 万人を超え、580 を超える地方議会が見直しを求める意見書を可決しています。制度に異議を唱える都道府県の医師会は 30 以上、そして民意の結晶ともいえる廃止法案の参議院可決、この重みを考えれば、後期高齢者医療制度は廃止する以外にないのではないのでしょうか。

また、短い間に政府・与党が見直しを繰り返さなければならない、このこと自体が、この制度の矛盾の深さを示しています。見直しの継ぎはぎは、わかりにくい制度をますますわかりにくく、複雑にして、新たな矛盾を生むだけです。高齢者を年齢で差別する制度の根本が間違っているのです、廃止して、一から出直さない限り、これは解決できません。

また、舛添厚生労働大臣らは、「もとに戻せば国保が破綻する」と強調しておりますが、市町村の国保財政が危機に陥ったのは、歴代政府が国庫負担を減らし続け、規制緩和で非

正規雇用を蔓延させて、労働者を健保から追い出し、国保に追いやったことに原因があります。

国庫負担の水準を回復し、雇用に対する企業の責任を果たさせることによって、国保の財政危機を解決することこそ、政治の責任だということを申し上げておきたいと思います。

この制度は、検診も受けられる医療も差別し、制限をする、月額 1 万 5,000 円以上の年金受給者からは保険料を天引きし、2 年ごとに保険料を大幅に値上げする、これまで保険料負担がなかった扶養家族からも保険料を徴収する、滞納者からは保険証を取り上げるなどというこつこつ制度は、一たん廃止をして、旧制度に戻した上で、安心できる医療制度について国民的に討論し、合意をつくることこそ重要であると考えます。

以上、意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに、16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

意見書案第 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に反対する討論を行います。

我が国の国民総医療費は、約 30 兆円以上の財源を要し、そのうち老人医療費が約 11 兆円となっており、17 年後の 2025 年には約 25 兆円に伸びると予測されております。

このように、保険財政が大変厳しく、破綻寸前の現状の中で、年々ふえ続ける高齢者の医療費を国民みんなで支え、安心して医療が受けられるよう、本年 4 月から創設されたのが後期高齢者医療制度であります。

この制度の特徴は、医療費の 5 割を公費負担、4 割を若い世代の負担、1 割を高齢者の保険料とし、持続可能な制度とするため、財源の内訳を明確にした点にあります。

しかしながら、この制度を運用するに当たって、高齢者に配慮をした説明や準備が不足したのに加え、保険料の徴収ミスが起きるなど、制度を運営する側に批判が集中してしまい、制度本来の趣旨まで多くの人に誤解を与えてしまったことは、まことに残念でなりません。

しかし、世界に例のないスピードで超高齢化社会へと突き進む日本にあつて、世界に誇れる日本の皆保険制度を維持するためには、どうしても必要な制度であることを御理解いただきたいと思うところであります。

政府・与党におきましては、国民の批判を真摯に受けとめ、このたび運用改善を図ることを決定いたしました。

その内容は、均等割が 7 割軽減される世帯のうち、全員の年金が 80 万円以下については、明年から 9 割軽減を適用し、本年は 8.5 割軽減することになりました。

また、所得割についても、年金収入が 153 万円から 210 万円程度の方まで、50%を減額することにしております。

なお、これらの措置を講じても、保険料を支払えない事情がある場合は、個別の減免も含め、市町村できめ細かく相談できる体制をつくることとなりました。

さらに、保険料の年金天引きに関しては、本来、どうせ納めなければならない保険料でありますから、納付者の立場に立って、わざわざ納付するわずらわしさをなくすとともに、

行政の収納経費の削減のため、年金天引きにしたのでございますが、この点についても改善を加え、自身の口座からの引き落としも可能とするほか、世帯主や配偶者が肩代わりする納付も選択できるようにするなど、このたびの改善策は高齢者の皆様のさまざまな生活状況を考慮し、まとめ上げたものであります。

このように、政府・与党では、高齢者の皆様に御理解をいただくよう、一生懸命努力を重ねている一方で、野党の皆さんは、何ら対案を示さず、財源も示さず、崩壊寸前である従来の老人保健制度を復活させるため、本制度の廃止法案を参議院に提出し、可決しただけではなく、衆議院での同法案の審議を放棄したのであります。まことに無責任きわまりない対応に、国民の批判は続出しているのであります。

最近、「うば捨て山」と、品が余りよくない表現で、本制度を批判されている方がおりますが、批判するだけで、何ら手を打たなければ、国民皆保険制度の維持は到底かなわないことを認識していただきたいのであります。

さて、この意見書案の中に、「長年の社会貢献にふさわしく、高齢者が安心して医療を受けられる制度を国の責任でつくるようにすべきであり」とのくだりがありますが、まさしく、高齢者の皆様が、いつでも、いつまでも、安心して医療を受けられるよう、国が責任を持って創設したのが後期高齢者医療制度であります。

したがって、本制度は、皆保険制度を維持するために必要不可欠な制度であり、廃止を求める意見書案には到底理解を示すことは不可能であります。

市民の皆様には、本制度の趣旨を御理解いただきますよう、強く願うところであります。

以上、私的見解を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第3号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第6 請願・陳情

○議長（阿部五一）

日程第6、請願・陳情に入ります。

請願第 1 号 最低保障年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。8 番森長一郎議員。

(文教厚生常任委員長 森 長一郎議員登壇)

○文教厚生常任委員長 (森 長一郎議員)

請願審査報告について。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、多賀城市議会会議規則第 78 条の規定により報告いたします。

記

1. 審査事件 最低保障年金制度の実現を求める請願

2. 審査の経過 平成 20 年第 1 回定例会において、本委員会に付託を受けた上記事件については、本年 6 月 3 日に委員会を開き、審査いたしました。

3. 請願の趣旨

(1) 国の責任で、一人残らず、消えた年金問題を早急に解決していただきたい。

(2) 将来に向けて、持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金制度を一日も早く実現していただきたい。

4. 審査の結果 1 点目の、消えた年金問題の早期解決については、全員の意見が一致したところではありますが、2 点目の、最低保障年金制度の実現については、現状の格差社会の中、将来の不安解消のため必要であり、全国市長会においても国に要望を行っているとの意見も出されましたが、その財源については、現在、税方式がよいのか、社会保険方式にするのか、政府において検討されていることから、現段階での意見書提出は時期尚早であり、今後の社会保障国民会議等における議論の推移を見守りたいとの意見が多数であり、本請願は不採択とすべきものと決しました。

○議長 (阿部五一)

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (阿部五一)

これより討論に入ります。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、まず、本請願に対する賛成討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番 (柳原 清議員)

委員長報告に反対し、原案に賛成の討論をいたします。

今、高齢者を取り巻く現状は、この間の年金課税の強化や住民税非課税限度額が廃止されたこと、定率減税が全廃されたり、さらにそれに連動して国民健康保険料や介護保険料も値上がりをしております。

この7年間で、全国平均で9万4,300円も老人の負担がふえている。こういったことから、生活が苦しくなっている、こういうことは言えると思います。

本請願と同趣旨の請願が、全国1,150の自治体で採決をされており、また、全国市長会から最低保障年金を含む意見書が国に提出をされております。

最低保障年金制度創設は、国民世論になっていると言えるのではないのでしょうか。

また、国連社会規約委員会は、2001年8月に、日本政府に対して、最低年金の必要を勧告しておりますが、日本政府はいまだにそれにこたえておりません。

日本の年金制度の最大の問題は、100万人を超えていると言われております無年金、低年金の方が多くありますが、これを解決するには、最低保障年金制度をつくる以外にないことは明白であります。

日本国憲法の第25条では、「健康で文化的な最低限度の生活を営むことは国民の権利であり、社会福祉、社会保障の向上は国の義務である」と書いてあります。

この制度は、老人の生存権を保障すると、そういう意味で憲法の精神に沿ったものであります。老人の60%は、年金以外に収入がなく、国民年金だけの人の平均月額が4万7,000円にすぎません。この底上げを図る最低保障年金制度は、ヨーロッパでは多くの国が取り入れております。高齢者の貧困問題は、ヨーロッパではほぼ解決したと言われております。

また、年金の財源をどうするかということですが、この請願では触れておりませんが、私は財源は生み出せると考えております。

第1は、今、バブル期以上の利益を上げている大企業に、応分の負担をしていただくこと。

もう一つは、むだ遣いをなくすことの二つであります。

バブル期の1990年の大企業の収益は18.8兆円ですが、2005年度は32.8兆円と倍近くにふえております。税負担は13.9兆円から13.7兆円と変わっておりません。税率を10年前に戻して、優遇税制を正すだけで、年間7兆円の財源ができます。負担をふやせば、国際競争力が弱まると思いますが、日本は既に強い競争力を持っており、現在の日本の企業の法人税は諸外国と比べても決して高くはありません。

また、聖域と言われていた軍事費にメスを入れること、守屋さんの件で明らかになりましたが、兵器の調達費の水増しや、世界に例のない米軍への「思いやり予算」をやめる、1戸8,000万円もするグアムへの米軍基地住宅建設をやめるなどして、財源を生み出すことができます。

もう一つは、道路中期計画で、10年間で59兆円の4割を占めます高規格道路の、見直しなどで生み出すべきだと考えております。

福祉を充実させて、破綻した国はございません。内需を拡大して、1人当たりのGDPを増大させるという効果もあります。

このことから、私は、この委員長報告に反対して、原案賛成の討論としたいと思います。

○議長（阿部五一）

次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。5 番米澤まき子議員。

○5 番（米澤まき子議員）

最低保障年金を求める請願の原案に反対、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

この請願につきまして、財源を明確にされておらず、実現には大きな財源を伴うものです。社会保険方式でも全額税方式でも、財源は避けて通れません。

そのために、高年齢者医療や介護の財源はもとより、地方の財源も削減されることになりかねません。制度の切りかえ時点で保険料を納付してきた者と、納付しなかった者との公平性の問題、そして、納付した保険料に応じて給付が行われる現在の制度のあり方を見直すことに、国民的議論を高める必要もあり、年金制度も含む社会保障のあるべき姿、負担の仕方などについて、検討すべき課題が多いと考えますことから、この請願書への反対をするものでございます。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

最低保障年金制度の実現を求める請願に反対し、委員長報告のとおり不採択に賛成の討論をさせていただきます。

今の年金制度の社会保険方式は、若いころに支払い、その総額で年金が決定していくという自立自助の考え方に立って、個人の保険料納付義務を促す仕組みでございます。

年金制度を、我々の子や孫の世代まで安定的に維持していくためには、社会保険方式と税のベストミックス、こういうことを堅持すべきであると思います。

このたびの請願である最低保障年金制度は、税金により最低年金を支払うという、そもそもの概念が異なっております。

したがって、最低保障年金制度を求めるためには、莫大な財源が必要になってまいります。

よって、このことは、年金制度の本質にかかわる、国民的議論の上で検討される内容であります。

以上の理由から、本請願に反対し、委員長報告の不採択に賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

請願に反対し、委員長報告に賛成の討論をいたします。

私は、全国市長会との関係について述べることにいたします。

6月6日の多賀城民報に、「自民・公明、全国市長会の立場も否定」と記し、「全国市長会からも、最低保障年金を含む意見書が国に提出されている」としていますが、これは意見書ではなく、要望であります。

全国市長会の要望は、次のようにあらわしています。「将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、そのあり方について、最低保障年金を含め、国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと」というものです。このことについては、私たちも承知しており、否定するものではないこと。

また、このことについて、政府は、本年1月、「社会保障のあるべき姿、政府の役割、負担のあり方等に関する議論を行うため、社会保障国民会議を設置し、年金制度についても、その中に設けられた所得確保保障分科会において議論されている」、としていることを申し添え、請願に反対し、委員長の報告に賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

請願第2号 政府と国会に、消費税率引き上げをしないよう要望する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願については、総務経済常任委員長の報告を求めます。12番中村善吉議員。

（総務経済常任委員長 中村善吉議員登壇）

○総務経済常任委員長（中村善吉議員）

請願審査報告について。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決したので、多賀城市議会会議規則第78条の規定により報告します。

1. 審査事件 政府と国会に、消費税率引き上げをしないよう要望する意見書の提出を求める請願

2. 審査の経過 平成20年第1回定例会において、本委員会に付託を受けた上記事件について、本年6月5日に委員会を開き、審査をいたしました。

3. 請願の趣旨 福祉財源を標榜し、導入された消費税でありながら、高齢者を初め社会福祉制度に対する負担が増加している中、市民生活を守る立場から、消費税率をこれ以上引き上げないよう、政府と国会に対して強く要望する意見書を提出していただきたい。

4. 審査の結果 少子高齢社会を迎え、我が国の安定した社会保障制度を支えていく上での財源として、消費税の引き上げが議論されている現在の状況にかんがみ、先送りできない喫緊の課題であり、広く国民が負担することにより、財源を確保することが必要であるとの意見が出されたが、その財源を直ちに消費税に求めるのではなく、抜本的な税制の見直しやさらなる歳出の見直し、削減を行い、それを確保することが先決であり、今後十分な検討、論議が進められ、国民に対する説明を行った上で、理解を得るべきである。国民の所得向上も客観的に見えない中、さらなる税負担を求めるべきではないとの意見が多数であり、本請願は採択すべきものと決しました。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

本請願についての委員長報告は採択でありますので、まず、本請願に対する反対討論の発言を許します。4番伏谷修一議員。

○4番（伏谷修一議員）

審査事件 政府と国会に、消費税率引き上げをしないよう要望する意見書の提出を求める請願の採択に反対の討論をいたします。

我が国は、先進国中、最悪の債務残高を抱える中で、政府の支出規模や国民負担率の比較で見ると、国民全体としては中福祉・低負担の状況が続いており、受益に見合った負担がされていません。

しかも、団塊の世代が年金受給者、後期高齢者となるにつれ、社会保障給付に係る財政負担の圧力が急増することが見込まれています。

こうした中、歳出削減のみに頼った財政健全化は、社会保障などの国民への適切なサービス供給や、安全保障などの国家の基本機能の維持に重大な支障をもたらすおそれがあります。

引き続き行政機構の非効率やむだな歳出を排除し、中福祉・中負担の国家像を見据え、歳出改革を一体的に歳入改革にも取り組む必要がある。

その際、国民が主体的に選択できるよう、財政や社会保障の現状を国民に正しく周知し、歳入増の必要性を国民に訴え、理解を求めていくプロセスは政治に責任が求められています。

財政構造上の課題として、少子高齢化と社会保障制度を考えなければなりません。社会保障給付は、引き続き経済の伸びを上回って増加する見通しとなっています。

厚生労働省の試算では、2006年5月、社会保障給付費は2006年度約90兆円から2015年度に約116兆円、2025年度には約141兆円まで増加し、公費負担は2006年度の約29兆円から2015年度には約41兆円に拡大する見通しであります。

中でも、急速な高齢化に伴い、医療、介護に係る伸びが著しく、将来にわたり我が国の財政を大きく圧迫する要因となっている。また、少子化対策の本格的実施も急がれていることから、社会保障に係る安定財源の確保は喫緊の課題であります。

上記に述べた社会保障を補う財源としては、現役世代が広く負担し、景気変動に安定的な税が望ましく、一方、消費税の課税ベースは、法人などの事業者が営む経済活動によって生じる付加価値全般であり、極めて広く、また安定的であります。

こうした点にかんがみ、人件費や事務費などの官の肥大化に充てることなく、国民にすべて還元するとの原則のもと、消費税を国民に対する社会保障給付のための財源と位置づけ、その趣旨を明確にすべく、現行の消費税を目的税化する必要性もあると考えます。

このような観点から、将来想定できる世界情勢、特に経済動向も十分に考慮し、しっかりとしたシミュレーションも踏まえた上で、消費税を含む税体系のあり方について、改革は実現すべきであります。

以上の考えから、本請願に対する採択に反対の討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本請願に対する賛成討論の発言を許します。2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

委員長の要領を得た立派な報告のとおりなのでありますけれども、私なりの賛成討論をさせていただきますと思います。

政府と国会に、消費税率引き上げをしないよう要望する意見書の提出を求める請願に賛成する討論を行います。

消費税が導入されて、この4月から20年目に入りました。

20年前、導入のときの口実は、「社会保障、福祉の財源を」というものであります。

しかし、20年前に比べて福祉政策はどのように変わってきたでしょうか。健康保険本人の医療費が1割負担から3割になりました。老人の医療費が、自己負担月400円の定額制だったものが、病院にかかるたびに1割から3割負担にさせられるということになりました。

また、国民年金掛金は、7,700円から1万4,410円になり、厚生年金の支給開始年齢は60歳から65歳に引き上げられました。

その上、介護保険導入で、全国平均で4,300円の保険料も徴収されるようになりました。

さらに、障害者福祉に応能負担の考え方が取り入れられ、今まで9割無料だった人たちも含めて、定率1割の応益負担となりました。

ことしからは、75歳以上の方々に医療差別を持ち込む後期高齢者医療制度の実施であります。

国民は、この19年間で180兆円の消費税を支払っています。

しかし、一方では、この 18 年間で企業の法人税の減税がされ続け、1984 年には税率 43.3% から、現在、30%までに大企業の法人税率が下がっている、こういう状況があります。そのまけてあげた金額は 159 兆円にも上っております。おまけに、所得税最高税率の引き下げや株取引への減税が次々と行われてまいりました。

これらのことから、消費税は福祉のためには使われてこなかった、大企業と大資産家への減税のためだったと言えます。

福田首相は、来年まで基礎年金の国庫負担割合を現在の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げることを理由に、早期に消費税の増額を実現することが必要と国会で述べました。

しかし、給与生活者は、昨年、一昨年と定率減税の半減あるいは全廃によって、所得税、住民税が大増税となりました。

このとき、与党は、国民に、「年金 100 年安心」などと言って、この増税分 2 兆 8,000 億円で基礎年金の国庫負担を引き上げると約束したのであります。

しかし、そのとき、国庫負担の引き上げに必要な金額は 2 兆 5,000 億円ですから、消費税を引き上げなくとも間に合うはずでありました。私たちから引かれたあの大増税分は、一体どこに行ってしまったのでしょうか。

福田首相は、「みんなで支える社会保障を、みんなが公平に負担する消費税だ」と言っています。しかし、消費税の税率は、だれでも 5%で、同じ負担と言えますけれども、税の公平性とは、所得の多い方々はそれに応じた負担をして、少ない方々はそれなりの負担をする、それが生きていくために必要なことだ。そして必要な生計費には税をかけないというのが、民主的税制の大原則であります。世界の国々では、食料品にかかる消費税は軽減か軽減税率か、非課税になっているのでございます。

消費税の苛烈さをもう少し言いますと、例えば、年収 1 億円の方は、年収のうちすべてを消費に回すことは考えられませんから、仮に 2,000 万円しか消費しなかったとすれば、5%の消費税で 100 万円の負担になります。この金額は、年収 1 億円の 1%にしか当たりません。

一方で、年収 100 万円の方は、貯蓄に回す余裕はありませんから、すべての収入を消費に回すことになると、消費税額 5 万円を支払うことになります。収入の 5%を消費税に取られるということになるのでございます。

低所得者の方々ほど、負担が重い逆進的な税制で社会保障を充実させるというのは、社会保障の理念を根本から破壊してしまうことになります。

本請願では、財源には触れておりませんが、無責任と言われるから、消費税に頼らないで社会保障の財源はどうするかということを考えてみますと、私は、税金の使い方を変えれば、消費税を上げなくても社会保障を充実することができると思っています。

先ほどの年金制度のところでも、柳原議員が述べたことと重なりますが、少し触れますと、中小企業の経営が悪化し続けていることは反対に、日本の大企業は今、バブル期以上の利益を上げています。しかし、特権的な減税政策により、大企業の税負担はバブル期と変わりがないのであります。大企業や大資産家への減税措置を 10 年前の税率に戻し、優遇税制を正すだけで年間 7 兆円の財源が出ます。企業の負担をふやしても、日本の企業は既に国際的に強い競争力を持っております。

また、日本の大企業の法人税は、諸外国と比べて決して高くない中で、ヨーロッパの国々の企業の社会保障負担金は、イギリス 32.7%、ドイツ 36.3%、フランス 46.1%、イタリア 43.7%、スウェーデン 40.6%となっており、これに対して日本のそれは 26.9%と著しく低い負担となっているのであります。大企業に応分の社会的責任を果たしてもらうことも大切なことではないでしょうか。

さまざまなむだ遣いの見直しを必要としておりますけれども、軍事費の中で、米軍への「思いやり予算」がことし 2,083 億円となっております。この「思いやり予算」だけでも全廃すれば、社会保障費の自然増の削減をすることができるのであります。この点でも、消費税の引き上げはしないでほしい、この請願は納得できるものではないでしょうか。

6月のNHK世論調査では、これは6月6日から8日にかけて実施された世論調査ですが、'09年度の税制改革で、社会保障財源確保のための税率引き上げに賛成するか、しないかという問いに、賛成は22%、反対は51%となっております。

細々と重複するお話もいたしましたけれども、中村善吉委員長の委員会報告に沿って、議員の皆さんの懸命なる御判断をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

政府と国会に、消費税率引き上げをしないよう要望する意見書の提出を求める請願並びに委員長報告に対する反対の討論を行います。

日本は、今、世界にも類を見ない少子高齢化社会に入り、今後も現状の人口構成でいくなれば、高齢者を支える年金、医療、介護の財源確保が大変難しい状況にあります。すなわち、現制度の維持、存続すら危ぶまれる状況にあるわけです。

よって、国民、特に高齢者の方々の安心のためにも、財源を明確にした持続可能な制度のあり方を、政府、国会は早急に責任ある議論をすべきであります。

また、この改革の議論には、消費税を含めた税制改革も当然必要であると考えます。

以上の理由により、原案並びに委員長報告に対する反対の討論といたします。

○議長（阿部五一）

6番金野次男議員。

○6番（金野次男議員）

請願の原案、また、中村委員長報告に対する反対の討論をいたします。

消費税の特徴として、信頼できるセーフティーネットのもとで生活の安定が確保されることは、国民一人ひとりの能力を發揮し、豊かな人生を送るための基盤であります。

そのためにも、子や孫が、未来に夢と希望が持てるよう、持続可能な社会保障制度を支える財源を確保することが課題である。

あわせて、現世代の国民が、広く、公平に負担を分かち合うことを通じて、世代間の是正に資することも重要であります。

また、少子高齢化に従って、経済社会の活力の減退が懸念される状態にあつては、これらの特徴も重要な要素であり、このようなさまざまな特徴をあわせ有する消費税は、税制における社会保障制度の中樞を担うのにふさわしいと考えられます。

消費税については、平成 11 年度以降、国分を基礎年金、高齢者医療、介護の 3 経費に充当することを予算総則に明記している。消費税がこのような生活に密接にかかわる分野に振り向けられ、国民に還元されることを明らかにしたのは、国民の理解を求める上でも最も重要なことであります。

よって、政府と国会に、消費税率引き上げをしないよう要望する意見書の提出を求める請願の原案、中村委員長報告に反対の討論といたします。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、賛成の討論をいたしたいと思います。

今、討論をお聞きしておりました。請願に反対、委員長報告に反対する意見の中で、今日の少子高齢化時代を踏まえて、福祉の財源を含め、日本の財政を考えた場合に、消費税の引き上げについては容認するような発言をされているように聞こえました。

私は、この消費税を導入したときに、数多くの国民は、これに対して多くの疑問を持っていた。しかし、政府は、福祉の財源として活用していくということの大義名分に掲げて、導入したように記憶をしているところでございます。

しからば、この導入以来、福祉の充実のためにこの消費税がどれだけ運用されたのかは、国民の前に明らかになっていないのが、私は事実であろうと思います。

そういうような私の判断の中で、日本のこれからの財政、そして福祉の向上を求めていくためには、日本の税制のあり方を抜本的に検討し、むだのない国の予算の執行、そして税制を抜本的に改革することによって、国民に明らかにした不足分について、どう求めていくのかということを経験する時期にあると私は思います。

そういう意味におきまして、今、政府と国会が安易に消費税を値上げしようという考え方で物事を進めようとしている。これは一度立ちどまって、日本の税制のあり方を再度検討する。消費税のあり方論をもっともっと煮詰めて、国民の理解ある消費税に転換していくべきであると思います。

私としては、具体的には、食料品に対し消費税を、税率をかけるということは、私はこれからの日本を考えた場合、やるべきではないのではないかとこのふうな意見を持っている一人でございますので、そういう観点から、日本の財政を考えるとすれば、今段階において、くどいようでございますが、抜本的な税制の見直しを図りながら、国の財政の歳出削減、むだないろいろな財政の執行が、今国会で明らかになっておりましたので、これらについて抜本的に改正をしながら、その上に立って検討すべきであるというふうにかんがみ、消費税を安易に引き上げをしないように求めるものであり、委員長の報告は、その意を酌んで採択ということになっておりますので、本意見書に賛成をしながら、委員長報告に大いなる賛同をしたいと思います。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本請願についての委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長(阿部五一)

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

請願第3号 公共工事における建設従事者の適正な労働条件確保及び「公契約法」の制定を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号につきましては、意見書案第2号により議決されておりますので、本請願は採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、採択されたものとみなすことに決しました。

陳情第1号

小学校に駐車場の設置について、陳情第2号 多賀城市に建築主事を置いてください、以上、2件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

日程第7 議員派遣について

○議長(阿部五一)

日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第100条の規定により、お手元に配付のとおり、2市3町議長団連絡協議会定期総会に議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任を願います。

それでは暫時休憩します。

午後 3 時 24 分 休憩

午後 3 時 34 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

○議長（阿部五一）

それでは、各組合等議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。10 番藤原益栄議員。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 3 月 21 日、平成 20 年第 1 回議会定例会が、宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例 1 件、予算 2 件の計 3 件であります。

議案第 1 号は、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例であり、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児短時間勤務制度が新設され、その他育児休業等に関する制度が拡充されたことを受け、職員の育児休業等に関する条例ほか 2 件の関係条例を改正するものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 2 号は、平成 19 年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第 3 号）であり、これは歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 2,351 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 13 億 3,144 万 1,000 円とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 3 号は、平成 20 年度宮城東部衛生処理組合会計予算であります。これは歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億円とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、宮城東部衛生処理組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。17 番尾口好昭議員。

(17 番 尾口好昭議員登壇)

○17 番 (尾口好昭議員)

塩釜地区消防事務組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 3 月 24 日、平成 20 年第 1 回塩釜地区消防事務組合議会定例会が、塩釜地区消防事務組合の会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例 1 件、予算 3 件、議員提出議案 2 件の計 6 件であります。

議案第 1 号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例であります。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受け、当組合においても、関係条例について所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 2 号は、平成 20 年度塩釜地区消防事務組合一般会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 4,316 万 1,000 円とするもので、原案のとおり可決いたしました。

議案第 3 号は、平成 20 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2,086 万 9,000 円とするもので、原案のとおり可決いたしました。

議案第 4 号は、平成 20 年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 198 万 5,000 円とするもので、原案のとおり可決いたしました。

議員提出議案第 1 号は、塩釜地区消防事務組合議会会議規則の制定についてですが、これは平成 18 年度に改正された地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う法令の用語の整理にあわせて、本規則を議会規則として位置づけるため、改めて制定するものであり、原案のとおり可決いたしました。

議員提出議案第 2 号は、塩釜地区消防事務組合議会傍聴規則の制定についてですが、これは平成 18 年度に改正された地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う法令の用語の整理にあわせて、本規則を議会規則として位置づけるため、改めて制定するものであり、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、塩釜地区消防事務組合議会の報告といたします。

○議長 (阿部五一)

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。18 番昌浦泰己議員。

(18 番 昌浦泰己議員登壇)

○18 番 (昌浦泰己議員)

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 3 月 24 日、平成 20 年第 1 回議会定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例 4 件、予算 1 件で、計 5 件であります。

議案第 1 号は、地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例であります。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受け、仕事と子育ての両立支援策として、育児短時間勤務制度等が設けられたことから、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

議案第 2 号は、塩釜地区環境組合火葬場条例であります。これは火葬場運営の広域処理に伴い、当該業務が平成 20 年 4 月 1 日をもって本組合に移管されることから、火葬場の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めようとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

議案第 3 号は、職員の特殊勤務手当に関する条例であり、これは、火葬場に勤務する職員に対し特殊勤務手当を支給するため、必要な事項を定めようとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

議案第 4 号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、行政財産の目的外使用に係る使用料の明確化を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

議案第 5 号は、平成 20 年度塩釜地区環境組合会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は 4 億 844 万 1,000 円とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、塩釜地区環境組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

最後になりますが、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。8 番森長一郎議員。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

この期間、議会は開催されておらず、次回議会については 8 月初旬の予定であり、日程については現時点では未定であります。

以上をもちまして、宮城県後期高齢者医療広域連合の議会報告といたします。

○議長（阿部五一）

以上で組合等議会の報告を終わります。

○議長（阿部五一）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成 20 年第 2 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 3 時 44 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 6 月 17 日

議長 阿部 五一

署名議員 伏谷 修一

同 米澤 まき子